

最近のe-Tax・eLTAXの使い方 電子で行う新型コロナ関係申請方法 電子納税全般の概要について

東京税理士会 情報システム部
高橋 邦夫（浅草支部）

1

e-Tax・eLTAXホームページリニューアル

e-Tax

令和2年7月にトップページ等のリニューアル

- ① スマートフォンからの閲覧利用者が増加していることからスマートフォンを意識したデザインに改善
- ② 情報量が多く知りたい情報が見つからないという意見が多かったことから掲載情報を「利用者別」又は「目的別」に整理
- ③ 文字だけでなく、視覚的にも伝わりやすいホームページとなるよう適宜、各システム・コーナーの画面イメージやイラストを取り入れ

eLTAX

令和元年9月に地方税共通納税システム導入に合わせ

- ① ホームページのリニューアル
- ② ホームページ上での作業をPCdesk (WEB版)に集約
- ② PCdesk (ダウンロード版)とPCdesk (WEB版)の画面レイアウトを刷新

2

e-Taxの推奨環境

CPU:Pentium4(1.6GHz)以上(又はその相当品)

メモリ:512MB 以上

ハードディスクドライブ(HDD):2GB以上の空きエリア

画面解像度:1024 × 768以上

OS	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 8.1 ※「デスクトップモード」の場合 に限ります。	 Microsoft Internet Explorer 11	Adobe Acrobat Reader DC
Microsoft Windows 10	 Microsoft Internet Explorer 11  Microsoft Edge (Edge HTML)	

受付システム(メッセージボックス)は  Google Chrome にも対応(令和3年に対応拡大)

3

eLTAXの推奨環境

CPU:1GHz以上

メモリ:32bitの場合 1GB以上 64bitの場合 2GB以上

ハードディスクドライブ(HDD):1GB以上の空きエリア

画面解像度:1024 × 768以上

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 8.1	 Microsoft Internet Explorer 11
Microsoft Windows 10	 Microsoft Internet Explorer 11  Microsoft Edge (バージョン79以降)

4

旧e-Taxホームページ



「大法人の電子申告の義務化の概要」と「利便性向上施策等」についてはこちら
 「法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要」についてはこちら

お知らせ

- お知らせ
- 「個別課税額の出書」の送りについて (令和1年10月2日) **NEW**
 - イメーションデータによる提出可能な添付書類の範囲拡大について (令和1年10月1日)
 - 相続税の申告書がe-Taxで提出できるようになりました。 (令和1年10月1日)
 - 消費税の軽減税率制度に係るe-Taxの対応について (令和1年10月1日)
 - 「e-Taxの利用件数」を更新しました。 (令和1年9月30日)
 - 「重要」 e-Taxソフトをご利用の際に「この書類の作成者ではないため、編集はできません。」と表示された方 (令和1年9月27日)
 - 「重要」 Windows 7をご利用の方 (令和1年5月24日)
 - 「重要」 新元号に関するお知らせ (令和1年5月7日)

アンケートにご協力ください

サポート情報など (操作方法等でお困りの方)

よくある質問を探す

- よくある質問一覧
- トピックをカテゴリ別にご覧

e-Tax操作に関するお問い合わせ

- メールによるお問い合わせ
- 電話によるお問い合わせ

参考情報

- インターネットのご紹介
- e-Taxバーナーについて
- 地方公共団体用マニュアル
- ソフトウェア開発業者の方へ

お問い合わせください

メッセージボックス

メッセージボックスの確認 (受付システムへのログイン)

メールアドレス登録のお問い合わせ

利用登録別番号や暗証番号をお忘れになった場合

関連リンク

- 国税庁
- 確定申告特集
- マイナポータル
- 地方的個人認証サービス
- eTAX
- 日本税理士会連合会

申告・申請

個人でご利用の方

法人でご利用の方

開始届

e-Taxをご利用になる場合の流れ

- 1 利用環境の確認
- 2 電子証明書の取得
- 3 開始届出書の提出
- 4 利用者識別番号の取得

5 各種ソフト等のインストール及び設定 申告書・申請書の作成・送信 作成・送信時に利用できるソフト一覧

確定申告書等作成コーナー 「所得税・贈与税・個人消費税」の確定申告書等が作成できます。

e-Taxソフト (WEB版) (ログイン)

e-Taxソフト (スマホ)

e-Taxソフト (ダウンロードページ)

Web版

確定申告書作成コーナー

e-Taxソフトダウンロード

メッセージボックス

現在のe-Taxホームページ

e-Tax 国税電子申告・納税システム

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

e-Taxの運用状況・利用可能時間

月曜日～金曜日 24時間

休祭日の翌祭日、毎月の最終土曜 8時30分～24時

大法人の電子申告義務化の概要について

新型コロナウイルス感染症関連情報

納税が困難な方へ

申告・納付期限の延長

国税庁ホームページ

重要なお知らせ

令和2年10月1日 e-Taxソフト (SP版) で「データが変更されている可能性があります。再度ログ

下の方に「利用者別に探す」「目的から探す」「お知らせ」

利用者別に探す

- 個人の方
- 法人の方
- 税理士並びに税理士法人等の方
- ソフトウェア開発業者の方

目的から探す

- e-Taxについて知る
- ご利用の流れ
- よくある質問
- 利用可能手続
- 電子納税
- お問い合わせ
- e-Tax
- マニュアル
- メッセージボックスの確認

トップページの「ログイン」ボタンからはメッセージボックスへ

e-Tax 国税電子申告・納税システム

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

e-Taxの稼働状況・利用可能時間

月曜日～金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終 土曜日及び翌日の日曜日	8時30分～24時
休祝日、12月29日～1月3日	休止

詳しくはこちら

▲ 新型コロナウイルス感染症関連情報

[持続化給付金などを申請される方へ](#)

[納税が困難な方へ](#)

[申告・納付期限の延長](#)

7

受付システムのメッセージボックスとe-Taxソフト（WEB版）の入口

e-Tax 国税電子申告・納税システム

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

ホーム > メッセージボックスの確認

ログイン

メッセージボックスの確認

- パソコンをご利用の場合
- 関連情報

メッセージボックスの確認にあたっては、ご利用の端末に対応した各ソフトをご利用ください。
なお、個人の利用者は、マイナンバーカードによる認証してログインを行っていない場合、メッセージボックスの確認において、一部のメッセージを閲覧することができません。詳細は「[メッセージボックスのセキュリティ強化について](#)」をご確認ください。

パソコンをご利用の場合

パソコンをご利用の場合は、[受付システム](#) または [e-Taxソフト（WEB版）](#) からメッセージボックスをご確認ください。
どちらもご利用にあたって、事前準備セットアップが必要になりますので、「[関連情報](#)」の各リンクから事前準備セットアップを行ってください。

[受付システムのログイン画面へ](#)

[e-Taxソフト（WEB版）のログイン画面へ](#)

8

各手続は「各ソフト・コーナー」にまとまっている

▲ 新型コロナウイルス感染症関連情報

持続化給付金などを申請される方へ ▼

納税が困難な方へ ▼

申告・納付期限の延長 ▼

9

それぞれの入口

▲ 新型コロナウイルス感染症関連情報

持続化給付金などを申請される方へ ▼

納税が困難な方へ ▼

申告・納付期限の延長 ▼

10

e-Taxソフトの違い

- ① e-Taxソフト
 - ほとんどの申告申請が可能(贈与税未対応)
 - 帳票・別表間で連動しないので申告には不向き
 - 申請書・届出書はベンダーソフトに無い特殊なものまで揃っている
 - ② e-Taxソフト(WEB版)
 - できる機能が限定・・・源泉納付書・法定調書・設立異動届
 - 源泉納付書の作成～送信に便利
 - ③ 確定申告書作成コーナー
 - 個人の申告に特化・・・所得税・個人消費税・贈与税
 - 所得税確定申告は全部できる
 - ④ e-Taxソフト(SP版)スマートフォン用
 - Google Play や App Store からインストール
 - 源泉納付書・メッセージボックスの確認や還付金処理情報
 - 画面が小さいのでメッセージボックスの確認くらい
- * スマートフォンで行う確定申告はSP版を使うのでは無く
確定申告書作成コーナーのスマートフォン専用画面にログインする

11

e-Taxソフト(WEB版)の機能

納付情報を登録する ?	納付情報登録依頼 (納税手続の開始)
納税証明書の交付請求を行う ?	納税証明書の交付請求(署名省略分) 納税証明書の交付請求(書面交付用) 納税証明書の交付請求(電子交付用)
徴収高計算書を提出する ?	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分) 報酬・料金等の所得税徴収高計算書 利子等の所得税徴収高計算書 配当等の所得税徴収高計算書 定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書 非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書 償還差益の所得税徴収高計算書 上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において 契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書 割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書
法定調書を提出する ?	給与所得の源泉徴収票等の法定調書(及び司合計表)の提出【提出枚数100枚以内】 給与所得の源泉徴収票等の法定調書(及び司合計表)の提出【提出枚数100枚超対応/CSV読込専用】 支払調書等合計表付表(e-Tax提出分)
法人設立及び異動手続きの申請・届出を行う ?	法人設立及び異動手続きの申請・届出

12

e-Taxを使う事前準備(パソコンの設定)

e-Taxソフト(WEB版)

- ・信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトの登録
- ・帳票表示モジュールのインストール
- ・ルート証明書のインストール
- ・署名モジュールのインストール
- ・JPKI 利用者ソフトのインストール

これをやって
おけばOK

e-Taxソフト(ダウンロード版)

- ・信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトの登録
- ・ルート証明書のインストール

受付システム

- ・信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトの登録
- ・ルート証明書のインストール
- ・署名モジュールのインストール
- ・JPKI 利用者ソフトのインストール

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

- ・ルート証明書のインストール

* 確定申告書作成コーナーでは毎年専用の事前準備が必要

13

e-Taxソフト(WEB版)の事前準備

The screenshot shows the e-Tax website interface. At the top, there is a navigation bar with the e-Tax logo and various utility links like 'サイトマップ', 'よくあるご質問', 'お問い合わせ', '文字サイズ', '標準', '大', 'ログイン'. Below the navigation bar, there are tabs for '個人の方', '法人の方', '電子納税', 'お知らせ', '利用可能時間', and '各ソフト・コーナー'. The '各ソフト・コーナー' section is expanded, showing a list of links. The link 'e-Taxソフト (WEB版)' is highlighted with a red box in two locations: once in the 'メッセージボックス等を確認する' category and once in the '申請(届出)を作成する' category. A yellow arrow points to the '各ソフト・コーナー' tab. At the bottom, there is a section for '新型コロナウイルス感染症関連情報' with links for '持続化給付金などを申請される方へ', '納税が困難な方へ', and '申告・納付期限の延長'.

14

初回は事前準備が×

環境チェック結果

ご利用の環境や設定状況に問題があることが判明しました。
必要に応じて、設定等の見直しを行ってください。

問題解決方法については、「e-Taxソフト(WEB版)についてよくある質問」等に掲載していますので、
解決方法からご確認ください。

判定結果で「△」が表示された方は、e-Taxホームページに掲載されている最新の推奨環境をご確認ください。
最新の推奨環境は、「推奨環境を確認する」から確認できます。

現在のご利用環境

確認対象	判定結果	解決方法
OS	○	—
ブラウザ	○	—

現在の設定状況

確認対象	判定結果	解決方法
Cookie	○	—
ActiveX	○	—
事前準備セットアップ	× 最新のバージョンでないため、エラーが発生する可能性があります。 最新の事前準備セットアップを必ず実行してください。	事前準備△

✖ 閉じる

15

事前準備セットアップツールを一括インストール

e-Tax
国税電子申告・納税システム

個人の方

法人の方

電子納税

お知らせ

各ソフト・コーナー

サイトマップ

ログイン

「事前準備セットアップ」ツールは、e-Taxソフト(WEB版)の利用に必要なインストール及び設定をまとめて行うことができる便利なツールです。
事前準備セットアップを行わずにe-Taxソフト(WEB版)をご利用になると正しく動作しない場合があります。

以下のインストールマニュアルを確認の上、お使いのパソコンのOS、ブラウザに対応した「事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上でご利用ください。

▲ Windowsをご利用の方

事前準備セットアップ (Windows用) (exe形式: 約103.6MB)

[\(Windows向け\)セットアップインストールマニュアル](#) PDF

※ Microsoft Edgeをご利用の方は、Microsoft Storeを利用するためのアカウントが必要となる場合があります。

▼ Macintoshをご利用の方

16

e-Taxの利用開始届作成コーナー



サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 **各ソフト・コーナー**

各ソフト・コーナー

× 閉じる

利用者識別番号を取得する

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

メッセージボックス等を確認する

受付システム e-Taxソフト (WEB版) e-Taxソフト (SP版) e-Taxソフト

申告書を作成する

確定申告書等作成コーナー e-Taxソフト CSVファイルチェックコーナー

申請(届出)を作成する

e-Taxソフト (WEB版) e-Taxソフト (SP版) e-Taxソフト NISAコーナー
FATCAコーナー 多国籍企業情報の報告コーナー CRS報告コーナー

その他

源泉徴収票等作成ソフトダウンロードコーナー 電子的控除証明書等作成ソフトダウンロードコーナー
QRコード付証明書等作成システム

新型コロナウイルス感染症関連情報

持続化給付金などを申請される方へ

納税が困難な方へ

申告・納付期限の延長

19

e-Taxの利用開始届作成コーナー



サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

ホーム > 各ソフト・コーナー > e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーについて > 作成・送信する開始(変更等)届出書の選択

作成・送信する開始(変更等)届出書の選択

▼ ご注意ください。

開始届出書

変更等届出書

留意事項

開始届出書を作成する

開始届出書は、e-Taxを初めて利用される方が、利用者識別番号を取得するための手続です。利用者の区分に応じて、作成する開始届出書を選択してください。

なお、利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合には、「[変更等届出書を作成する](#)」の手順に沿って手続を行ってください。

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

20

税理士が自分の開始届を提出する場合には「税理士等新規」を選択

① 開始届出書（個人の方用）新規

② 開始届出書（法人用）新規

③ 開始届出（個人の方用） 税理士等新規

④ 開始届出（法人用） 税理士法人等新規

関与先の利用者識別番号を
取得する場合は「開始届出書
（個人の方用）新規」
又は「開始届出書（法人用）
新規」を選択

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

開始届出（個人の方用） 税理士等新規

ご利用になる前に

こちらは、税理士の方がe-Taxを初めて利用される場合に、利用者識別番号を取得するための手続きです。
「次へ」をクリックして、入力画面へお進みください。
なお、関与先の利用者識別番号を取得される場合は「開始届出（個人の方用） 新規」又は「開始届出（法人用） 新規」からお願いします。

① ご注意ください
既にe-Taxをご利用の方で、利用者識別番号や暗証番号が分からない場合は、変更等届出の手続きとなります。
該当する方は「変更等届出へ」をクリックしてください。

21

その後は画面に従って入力

※必須 だけ入力すればいい

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

開始届出（個人の方用） 税理士等新規

氏名等の入力 > 納税地及び提出先
税務署の入力 > 暗証番号等の入力 > 入力内容の確認 > 利用者識別番号
等の通知

氏名等の入力

以下の項目を入力し、『次へ』をクリックしてください。

氏名(フリガナ) ※必須	セイ： <input type="text"/> (例)コケセイ	メイ： <input type="text"/> (例)タロウ (全角カタカナ)
氏名 ※必須	姓： <input type="text"/> (例)国税	名： <input type="text"/> (例)太郎 (全角)
生年月日 ※必須	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (千角数字)	
性別	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (千角数字)	
職業(事業内容) ※必須	<input type="text"/> (全角)	
屋号(フリガナ)	<input type="text"/> (全角カタカナ)	
屋号 ※屋号とは	<input type="text"/> (全角)	

入力内容の確認後
「送信してもよろしいで
すか？」で「OK」をク
リックすると開始届が
送信される

電子証明書は不要

書面提出の内容に加
えて以下を入力
「暗証番号」
「納税用確認番号」
「納税用カナ氏名」
「メールアドレス」(任意)

55

現在のeLTAXホームページ



25

各PCdeskの機能の違い

利用できる機能		PCdeskの種類		
		DL版	WEB版	SP版
利用届出	新規	○(※2)	○	×
	廃止	○	○	×
	照会・変更	○	×	×
申告		○	×	×
申請・届出		×	○	×
納税(※1)		○	○	×
メッセージ照会		○	○	○(※3)
処分通知等照会		○	×	×
PCdesk(DL版)の入手		×	○	×

(※1) 口座登録の機能を含みます。

(※2) 既にご自身の利用届出(新規)を行って利用者IDをお持ちの税理士等の代理人が、依頼人の代理で行う場合のみ可能です。
ご自身の利用届出(新規)はPCdesk(WEB版)から行います。

(※3) メッセージの印刷及び添付ファイルの閲覧やダウンロードは行えません。

電子証明書の登録・更新はPCdesk(DL版)でしかできない

26

PCdesk(WEB版)

- ・ 信頼済みサイトの登録
- ・ 署名用プラグインのインストール

PCdesk(ダウンロード版)

PCdesk(WEB版)からインストールする

PCdesk(WEB版)の事前準備は終わっているためそれ以外の事前準備は不要

PCdesk(SP版)

スマートフォンからeLTAXにログインするものでe-Taxソフト(SP版)のようなアプリでは無い

PCdesk(WEB版)の事前準備

エスエスエス
eLTAX
地方税ポータルシステム

お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 標準 大 PCdesk (WEB版) 自治体等ページ

eLTAXのご案内 電子申告 共通納税 電子申請・届出 サポート

オフィスや自宅から

地方税の申告・納税が
インターネットで簡単に!

はじめてご利用の方

eLTAXサービス状況

ご利用時間
8:30~24:00
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く
※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用
いただけません

ヘルプデスク
9:00~17:00
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く

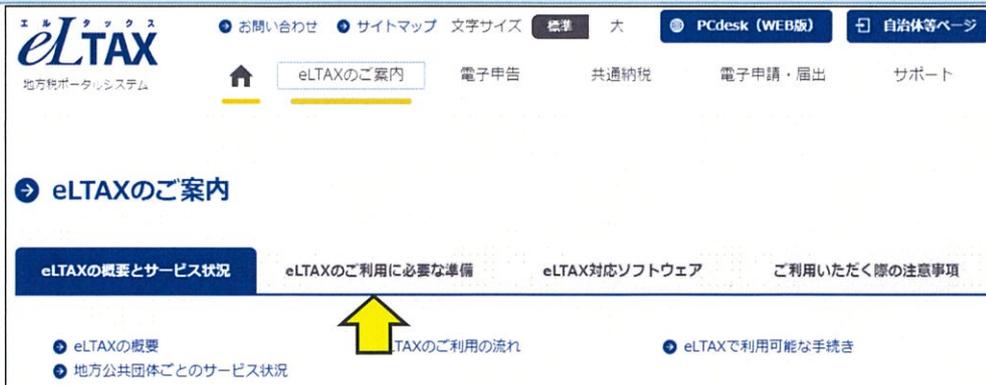
お知らせ 一覧はこちら トピックス

2020/07/27
● PCdeskのバージョンアップについて (令和2年7月27日)

2020/07/21
● 【2020/07/21更新】 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に基

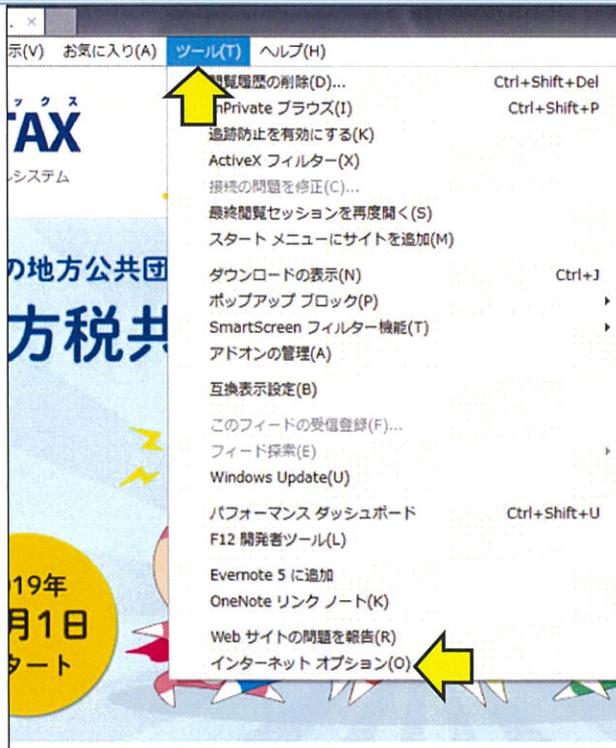
PCdeskのバージョン
アップ・データ移行

PCdesk (WEB版) 事前準備



29

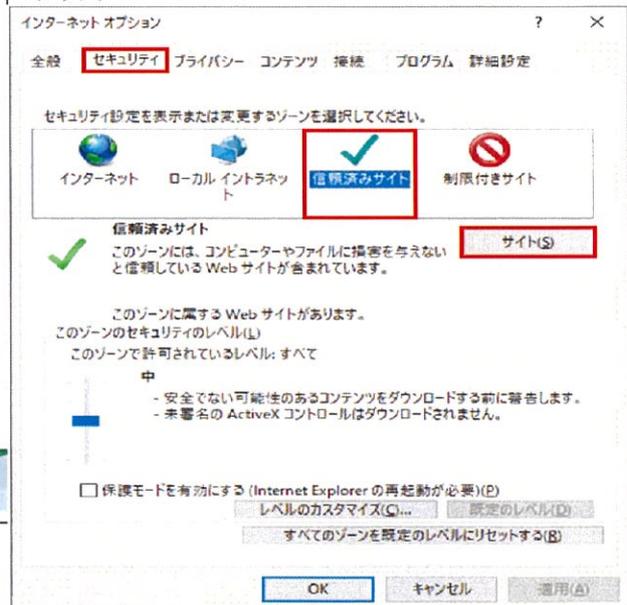
インターネットブラウザの設定①



Internet Explorerの「ツール」メニューから「インターネットオプション」を選択

「インターネットオプション」画面で「セキュリティ」タブを選択

「信頼済みサイト」を選択し、「サイト(S)」ボタンをクリック



30

インターネットブラウザの設定②

信頼済みサイト

このゾーンの Web サイトの追加と削除ができます。このゾーンの Web サイトすべてに、ゾーンのセキュリティ設定が適用されます。

この Web サイトをゾーンに追加する(D):

Web サイト(W):

このゾーンのサイトにはすべてサーバーの確認 (https) を必要とする(S)

「信頼済みサイト」画面で
「このWebサイトをゾーンに追加する(D)」に
「https://www.portal.eltax.lta.go.jp」と入力し
「追加(A)」ボタンをクリック

eLTAXポータルセンタのURLが
「Webサイト(W)」に登録されたことを確認し
「閉じる(C)」ボタンをクリック

信頼済みサイト

このゾーンの Web サイトの追加と削除ができます。このゾーンの Web サイトすべてに、ゾーンのセキュリティ設定が適用されます。

この Web サイトをゾーンに追加する(D):

Web サイト(W):

このゾーンのサイトにはすべてサーバーの確認 (https) を必要とする(S)

https://www.portal.eltax.lta.go.jp

31

署名用のプラグインをインストール①

eLTAX
地方税ポータルシステム

お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 標準 大 PCdesk (WEB版) 自治体等ページ

eLTAXのご案内 電子申告 共通納税 電子申請・届出 サポート

eLTAXのご案内

eLTAXの概要とサービス状況 +

eLTAXのご利用に必要な準備 -

利用者IDの取得 +

パソコン環境の準備 +

インターネットブラウザの設定 +

署名用のプラグインをインストール

e-mailアドレスの準備 +

署名用のプラグインをインストール

電子証明書を使用して署名するために必要なプラグインをパソコンにインストールします。

プラグインのインストーラを準備する

電子証明書を使用するパソコンにインストーラをダウンロードします。

- Windows版インストーラ
- Mac版インストーラ

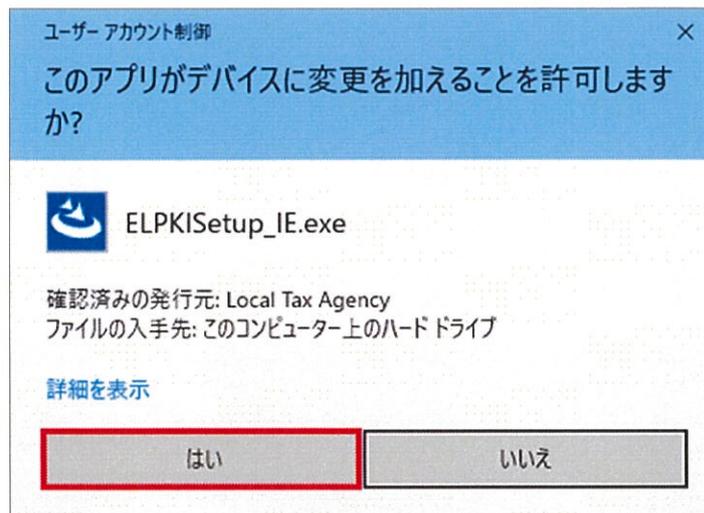
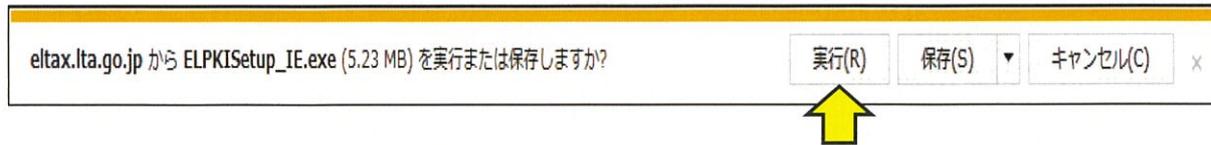
インストーラ (ELPKISetup_IE.exe) を使用してプラグインをインストールする

ここではWindows版のインストール手順について記載します。

32

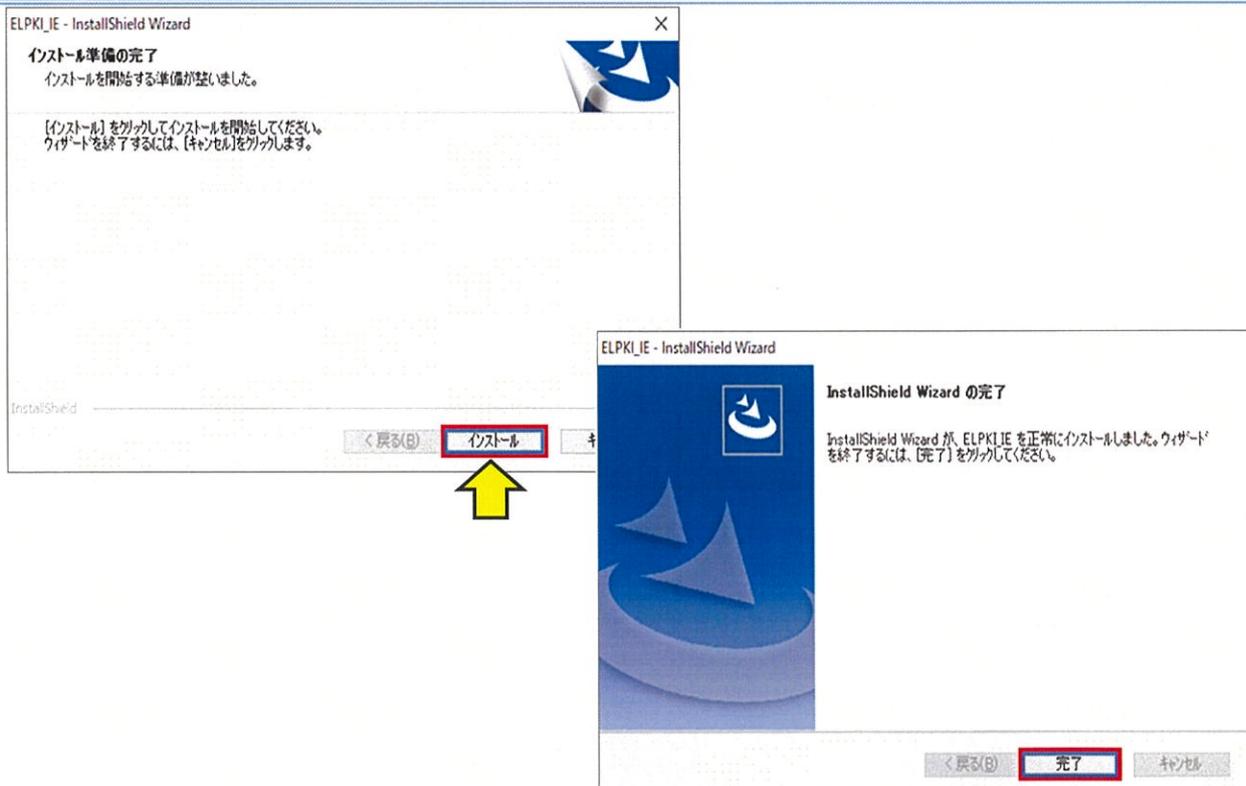
署名用のプラグインをインストール②

そのまま「実行」するか、一度パソコンにダウンロードしてからプログラムを選択してインストール



33

署名用のプラグインをインストール③



インストールが正しく完了したことを確認し、「完了」ボタンをクリック

34

PCdesk (WEB版)の入口

35

eLTAx 税理士の利用届出

新規の利用届出はログインしないで作成～送信できます

36

利用規約に同意して利用種別(税理士等)を選択

利用種別選択

利用種別を選択します。該当するボタンをクリックしてください。

保存したデータから利用届出を再開する場合は、「保存したファイルを読み込む」をクリックしてください。

納税者 納税者による利用種別です。

納税者(個人) > 個人の納税者が利用できます。

納税者(法人) > 法人の納税者担当者が利用できます。

税理士等 税理士等による利用種別です。

税理士(個人) > 個人の税理士が利用できます。

税理士(法人) > 法人の税理士担当者が利用できます。

保存したファイルを読み込む >

37

提出先選択～地方公共団体まで選択して「次へ」

提出先選択

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

利用届出(新規)の提出先を選択します。

- 1) 地域、都道府県を選択し、「>>」ボタンをクリックしてください。
- 2) 地方公共団体を選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

地域

関東
中部
近畿
中国
四国
北海道

>>

都道府県

群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県

>>

地方公共団体

東京都
千代田区
中央区
港区
新宿区
文京区

地域～都道府県を順番に選択すると次の候補が出る
都税事務所への利用届は「東京都」を選択
「〇〇区」を選択すると〇〇区役所に提出される

一番下に「次へ」ボタン

次へ

38

利用者情報の入力①・・・必須のみでOK

利用者情報入力（個人）

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

必要項目を入力し「次へ」ボタンをクリックしてください。

「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、あとから再開することができます。

利用者種別

利用種別選択画面で入力した内容となります。

利用種別

利用者情報

利用者の基本となる情報を入力してください。

氏名（フリガナ）	<input type="text" value="アサクサ タロウ"/>	(全角カナ、全角スペース)
氏名	<input type="text" value="浅草 太郎"/>	
郵便番号	<input type="text" value="1118602"/>	(半角数字・ハイフンなし) 住所検索 郵便番号入力後「住所検索」ボタンをクリックしてください。
住所	<input type="text" value="東京都台東区蔵前2丁目8番12号"/>	
ビル・マンション名など	<input type="text"/>	
自宅電話番号	<input type="text" value="0338627111"/>	(半角数字、()及び-)
事業所電話番号（連絡先）	<input type="text"/>	(半角数字、()及び-)
FAX番号	<input type="text"/>	(半角数字、()及び-)

郵便番号
電話番号
はカッコや
ハイフン無
の半角数字
他は全角で
入力

39

利用者情報の入力②・・・テストメールを送信してチェック

連絡先

手続き完了のお知らせなど、eLTAXからのお知らせが送信されます。

連絡先のe-Mailを入力してください。

e-Mail (1)	<input type="text" value="taro@xx.asakusa.jp"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
e-Mail (1) (確認用)	<input type="text" value="taro@xx.asakusa.jp"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
e-Mail (2)	<input type="text"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
e-Mail (2) (確認用)	<input type="text"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
e-Mail (3)	<input type="text"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
e-Mail (3) (確認用)	<input type="text"/>	<input type="button" value="送信確認"/>
テストメール受信確認	<input checked="" type="checkbox"/> テストメールの受信を確認しました。	<input type="button" value="送信確認"/>

e-Mailを入力後、「送信確認」ボタンをクリックしてテストメールの送信を行ってください。
テストメールの受信が確認できた場合、チェックボックスにチェックしてください。
※テストメールの送信と受信の確認を行っていない場合は、次の操作が行えません。

代表者情報

利用者が破産管財人などの場合にのみ入力してください。（通常は入力不要です。）

代表者の有無 代表者有り 代表者無し

40

利用者情報の入力③・・・必須項目に入力が終わったら「次へ」

暗証番号

eLTAで使用する暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号(確認用)

暗証番号を表示



8桁以上16桁以内で入力してください。
・使用可能文字
・英数字 A~Z a~z
(大文字小文字を区別しています)
・数字 0~9 ・記号 / = + ! # , @ \$ % & _

暗証番号は
必ずメモ

利用形態

利用形態(「代理行為及び自己申告」「代理行為のみ」)を選択してください。

- ・「代理行為及び自己申告」は、税務代理業務及び自己の申告にeLTAを利用する場合に選択してください。
- ・「代理行為のみ」は、税務代理業務にのみeLTAを利用し、自己の申告にはeLTAを利用しない場合に選択してください。

利用形態 代理行為及び自己申告 代理行為のみ

関与税理士情報

関与している税理士の情報を入力してください。

関与税理士の有無 関与税理士有り 関与税理士無し

関与税理士がいる方は税理士の氏名(フリガナ)・氏名・電話番号を入力してください。

届出理由

新規利用届出の届出理由を選択してください。

届出理由 eLTAの利用を開始する。 利用者IDを再取得する。

一番下に「次へ」ボタン

次へ

41

エラーが出たら該当箇所を修正

氏名(フリガナ)に全角カナ以外の文字が入力されています。(MCA510E)

氏名に全角以外の文字が入力されています。(MCA509E)

住所に全角以外の文字が入力されています。(MCA509E)

ビル・マンション名などに全角以外の文字が入力されています。(MCA509E)

郵便番号、電話番号、メールアドレス以外は全て全角文字で入力
数字、空白スペースも全角なので注意
ビル名などに英文字がある場合には英文字も全角

42

提出先・利用税目等

提出先・手続情報入力

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

税務代理業務において、主にeLTAXを利用する利用税目及び提出先事務所等を入力します。提出先・手続情報を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、あとから再開することができます。

提出先・手続情報の追加・変更・削除は、この利用届出の提出後に、PCdesk(DL)版等を用いて行うことができます。

提出先

利用届出提出先 東京都

提出先手続情報入力

提出先・手続等を入力してください。

利用税目 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税

提出先事務所等 東京都台東区税事務所

利用届出提出先は最初に選択済
利用税目と提出先事務所等を選択
提出先で選択したものに対応する選択肢が表示される

一番下に「保存」と「次へ」ボタン



次へ

43

入力内容の確認

入力内容確認

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

入力した内容が以下のとおりであれば、「次へ」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は、各修正ボタンをクリックし、再度ご入力ください。
送信前に印刷する場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。
「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、あとから再開

利用種別

利用種別選択画面で入力した内容となります。

利用種別 税理士

提出先

提出先選択画面で入力した内容となります。

利用届出提出先 東京都

利用者情報等

利用者情報入力(個人)画面で入力した内容となります。

【利用者情報】
氏名(フリガナ) アサクサ タロウ
氏名 浅草 太郎
郵便番号 1118602

【連絡先】
e-Mail(1) taro@xx.asakusa.jp
e-Mail(2)
e-Mail(3)
【代表者情報】
代表者の有無 代表者無し
【印証番号】
印証番号 ●●●●●●
印証番号を表示
【利用形態】
利用形態 代理行為のみ
【関与税理士情報】
関与税理士の有無 関与税理士無し
【届出理由】
届出理由 eLTAXの利用を開始する。

提出先・手続情報

提出先・手続情報を修正 >

提出先・手続情報画面で入力した内容となります。
利用税目 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税
提出先事務所等 東京都台東区税事務所

一番下に「印刷」「保存」と「次へ」ボタン



次へ

44

電子証明書を選択

証明書選択

1 提出先選択 2 利用届出情報 入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

署名に使用する証明書を選択します。ICカード又はUSBトークンを利用する場合は、認証局サービス名を選択してください。それ以外の証明書を利用する場合は「他メディアを利用」を選択し、ファイル名およびパスワードを指定してください。選択後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

※お使いのOS・ブラウザにより、利用可能な証明書が異なります。
詳細は [こちら](#) から確認してください。

- ICカード又はUSBトークンを利用

認証局サービス名 **日税連 税理士用電子証明書 (第四世代)** ▼ 

他メディアを利用

ファイル名

パスワード

「日税連 税理士用電子証明書 (第四世代)」を選択

一番下に「次へ」ボタン

次へ 

45

電子証明書を確認して暗証番号 (PIN) を入力して送信

ELPKI 電子証明書確認

以下の電子証明書で署名を行います。
内容を確認の上、「OK」ボタンをクリックしてください。

発行元 e-Probatio CA e-Probatio PSA

シリアルナンバー 0133C5750000B0C2

氏名又は名称 ASAKUSA TARO

住所

有効期間 2017年04月26日 から 2017年04月26日

代表者資格

代表者氏名

税理士登録番号 0078067

Windows セキュリティ

Microsoft スマートカードプロバイダー
暗証番号 (PIN) を入力してください。

暗証番号 (PIN)

ELPKI 処理中

署名中です。(0/1)

46

送信結果の確認・・・利用者IDは即時発行

利用届出（新規）送信結果（個人）

利用届出を行いました。
以下の「利用者ID」及び「暗証番号」にてeLTAXをご利用いただけます。

届出の提出先へ申告書を送信する場合は、PCdesk(DL版)等eLTAX対応ソフトウェアをインストールし、eLTAX対応ソフトから提出先へ「続きの追加を行ってください」。
印刷する場合は「印刷」ボタンをクリックしてください。

マイナンバーカードを使用してログインすることもできます。引き続きマイナンバーカードログイン利用申請を行う場合は「マイナンバーカードログイン利用申請」ボタンをクリックしてください。
「終了」ボタンをクリックすると、当該画面を閉じます。

利用者ID・暗証番号

利用者ID: abc12345678

暗証番号: ●●●●●●●●

暗証番号を表示

届出受付番号: T1-2019-01601681

利用者種別

利用者種別: 税理士

届出先

届出先: 東京都
届出先住所: 東京都台東区根岸
届出先税務所: 法人 都道府県民税・事業税・地方法人特別税
届出先税務所: 東京都台東区税務所

利用者情報等

【利用者情報】

氏名（フリガナ）: アサクサ タロウ

氏名: 浅草 太郎

郵便番号: 1118602

住所: 東京都台東区根岸2丁目8番12号

ビル・マンション名など:

自宅電話番号: 0338627111 事務用電話番号（連絡先）

FAX番号:

【連絡先】

e-Mail (1): taro@xxx.asakusa.jp

e-Mail (2):

e-Mail (3):

【代表者情報】

代表者の有無: 代表者無し

【利用形態】

利用形態: 代理行為のみ

【開庁税理士情報】

開庁税理士の有無: 開庁税理士無し

【届出理由】

届出理由: eLTAXの利用を開始する。

届出先

届出先 - 手続情報

利用税目:

届出先事務所:

法人 都道府県民税・事業税・地方法人特別税 東京都台東区税務所

印刷 / マイナンバーカードログイン利用申請 / 終了

下に「印刷」ボタン

47

顧問先法人の利用届出



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。初めての方は、eLTAXポータルサイトのご案内「eLTAXとは」をご覧ください。

利用者IDをお持ちの方

ポータルセンタに接続します。ログイン方式を選択してください。

- **利用者IDを利用してログイン**
「利用者ID」、「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

利用者ID

暗証番号

暗証番号を表示

[利用者IDをお忘れの方はこちら >](#)

[暗証番号をお忘れの方はこちら >](#)

マイナンバーカードを利用してログイン
マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログイン

利用者IDをお持ちでない方

利用届出（新規） >
新規に利用者IDを取得します。

申請・届出（ログインなし） >
ログインせずに申請・届出を行います。

税理士が代理送信によって顧問先の新規利用届出をするには
PCdeskダウンロード版で

48

利用規約に同意して利用種別(納税者)を選択

利用種別選択

利用種別を選択します。該当するボタンをクリックしてください。

保存したデータから利用届出を再開する場合は、「保存したファイルを読み込む」をクリックしてください。

納税者 納税者による利用種別です。

納税者(個人) >
個人の納税者が利用できます。

納税者(法人) >
法人の納税者担当者が利用できます。

税理士等 税理士等による利用種別です。

税理士(個人) >
個人の税理士が利用できます。

税理士(法人) >
法人の税理士担当者が利用できます。

保存したファイルを読み込む >

49

提出先選択～法人の納税地

提出先選択

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

利用届出(新規)の提出先を選択します。

- 1) 地域、都道府県を選択し、「>>」ボタンをクリックしてください。
- 2) 地方公共団体を選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

地域

関東
中部
近畿
中国
四国
北海道

>>

都道府県

群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県

↓

地方公共団体

東京都
千代田区
中央区
港区
新宿区
文京区

一番下に「次へ」ボタン

次へ

50

利用者情報の入力①・・・顧問先の情報を入力

利用者情報入力 (法人)

1 提出先選択 2 利用者情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

必要項目を入力し「次へ」ボタンをクリックしてください。
「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、あとから再開することができます。

利用種別

利用種別選択画面で入力した内容となります。

利用種別 法人

利用者情報

利用者の基本となる情報を入力してください。

法人番号	(半角数字)	法人情報取得	法人番号をもとに、法人情報の確認と転記を行います。
法人名称(フリガナ)	<input type="text" value="トウキョウショウジ"/>		(全角カナ、全角スペース) 法人格は除く
法人名称	<input type="text" value="東京商事"/>		法人格は除く
法人格名称	<input type="text" value="株式会社"/>		法人格名称を「その他」で選択した場合は 任意の値を入力してください。
法人格の位置	<input checked="" type="radio" value="法人名称の前"/> 法人名称の前		
法人名称(雑記)	<input type="text" value="株式会社 東京商事"/>		
本店・支店の別	<input checked="" type="radio" value="本店"/> 本店 <input type="radio" value="支店"/>		
郵便番号	<input type="text" value="1028311"/>	(半角数字・ハイフンなし) 住所検索	郵便番号入力後「住所検索」ボタンをクリックしてください。
所在地	<input type="text" value="東京都千代田区九段南1丁目1番15号"/>		
ビル・マンション名など			
電話番号(1)	<input type="text" value="0332216011"/>	(半角数字、-)及び(+)	
電話番号(2)		(半角数字、-)及び(+)	
FAX番号		(半角数字、-)及び(+)	

「必須」を入力
全角・半角に注意
法人名称や法人格、
本店・支店の別など
税理士(個人)の場合と
入力項目が変わる

51

利用者情報の入力②・・・テストメールを送信してチェック

連絡先

手続き完了のお知らせなど、eTAXからのお知らせが送信されます。

連絡先のe-Mailアドレスを入力してください。

e-Mail (1)	<input type="text" value="xxx@tokyosho.co.jp"/>	
e-Mail (1) (確認用)	<input type="text" value="xxx@tokyosho.co.jp"/>	送信確認
e-Mail (2)		
e-Mail (2) (確認用)		送信確認
e-Mail (3)		
e-Mail (3) (確認用)		送信確認
テストメール受信確認	<input checked="" type="checkbox"/> テストメールの受信を確認しました。	

e-Mailを入力後、「送信確認」ボタンをクリックして、テストメールの送信を行ってください。
テストメールの受信が確認できた場合、チェックボックスにチェックしてください。
※テストメールの送信と受信の確認を行っていない場合は、次の操作が行えません。

代表者情報

法人の代表者の情報を入力してください。

代表者資格	<input type="text" value="代表者"/>	代表者資格を「その他」で選択した場合は 任意の値を入力してください。
氏名(フリガナ)	<input type="text" value="トウキョウ タロウ"/>	(全角カナ、全角スペース)
氏名	<input type="text" value="東京 太郎"/>	
郵便番号	<input type="text" value="1448556"/>	(半角数字・ハイフンなし) 住所検索
住所	<input type="text" value="東京都大田区蒲田2-1-22"/>	郵便番号入力後「住所検索」ボタンをクリックしてください。
ビル・マンション名など		

代表者情報も入力

52

利用者情報の入力③・・・必須項目に入力が終わったら「次へ」

暗証番号

eTAXで利用する暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号（確認用）

暗証番号を表示



8桁以上16桁以内で入力してください。
【使用可能文字】
・英数字 A～Z a～z
（大文字小文字を区別しています）
・数字 0～9 ・記号 !/=+;#,@\$%-_

暗証番号は
必ずメモ

関与税理士情報

関与している税理士の情報を入力してください。

関与税理士の有無	<input checked="" type="radio"/> 関与税理士有り <input type="radio"/> 関与税理士無し
氏名（フリガナ）	アサクサ タロウ (全角カナ、全角スペース)
氏名	浅草 太郎
電話番号	0338627111 (半角数字、()及び-)



関与税理士の情報

届出理由

新規利用届出の届出理由を選択してください。

届出理由 eTAXの利用を開始する。 利用者IDを再取得する。

一番下に「次へ」ボタン

次へ

53

法人番号未入力のメッセージ

Webページからのメッセージ

法人番号が未入力です。
法人番号を入力すると利用者情報に登録され、申告データ作成時に自動的に反映されます。
法人番号を入力しますか？
「いいえ」ボタンをクリックした場合は、登録せずに次の操作に進みます。

法人番号は必須項目ではないが、入力しておくで申告データ等作成時に自動的に反映するようになる

54

提出先・利用税目等

1 提出先・手続情報入力

利用税目及び提出先事務所等を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を端末に一時的保存でき、あとから再開することができます。
提出先・手続情報の追加・変更・削除は、この利用届出の提出後に、PCdesk(DL)版を用いて行うことができます。
必要項目を入力し、「追加」ボタンをクリックしてください。

提出先情報

利用届出提出先

提出先・手続情報

提出先・手続情報を入力し、「追加ボタン」をクリックしてください。

提出先・手続情報入力

利用税目

提出先事務所等

事業所又は給与支払者の所在地若しくは課税地

利用者情報と同一の住所又は所在地を使用する。

利用者情報(住所)

利用者情報の住所又は所在地とは異なる情報を入力する。

利用税目と提出先事務所等
を選択

納税地は利用者情報と同一
を選択するか、他の納税地
を入力して「追加」ボタン

法人設立届出の状況もチェック

提出先手続情報確認

表示されている提出先・手続情報を確認してください。
削除する場合は、選択欄を手チェックのうえ、「削除」ボタンをクリックしてください。
変更する場合は、一度削除のうえ、再度入力してください。

選択	利用税目	提出先事務所等	事業所又は給与支払者の所在地若しくは課税地
<input type="checkbox"/>	法人郡道府県民税・事業税・地方法人特別税	東京都千代田郡税事務所	東京都千代田区九段南1丁目1番15号

法人設立届出

利用届出提出先への法人の設立届出の状況を選択してください。

法人設立届出 手届け

一番下に「保存」と「次へ」ボタン

次へ

55

入力内容の確認

1 入力内容確認

入力した内容が以下のとおりであるか確認し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は、各修正ボタンをクリックし、再度入力ください。
送信前に印刷する場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。
「保存」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時的保存でき、あとから再開することができます。

利用種別

利用種別選択画面で入力した内容となります。

利用種別

提出先

提出先選択画面で入力した内容となります。

利用届出提出先

利用者情報等

利用者情報入力(法人)画面で入力した内容となります。

【利用者情報】

法人番号

法人名称(フリガナ)

法人名称(法人略称)

法人種別

法人種別(名称)

本店・支店の別

郵便番号

所在地

ビル・マンション名など

電話番号(1) 電話番号(2)

【連絡先】

e-Mail (1)

e-Mail (2)

e-Mail (3)

【代表者情報】

代表者属性

氏名(フリガナ)

氏名

郵便番号

住所

ビル・マンション名など

電話番号

FAX番号

【保証番号】

期証番号

期証番号を表示

【税理士情報】

期証番号の有無 期証番号あり

氏名(フリガナ)

氏名

電話番号

【届出理由】

届出理由

提出先・手続情報

提出先・手続情報を確認する。

提出先・手続情報画面で入力した内容となります。

利用税目	提出先事務所等	事業所又は給与支払者の所在地若しくは課税地
<input type="checkbox"/>	法人郡道府県民税・事業税・地方法人特別税	東京都千代田郡税事務所
<input type="checkbox"/>	東京都千代田区九段南1丁目1番15号	東京都千代田区九段南1丁目1番15号

【法人設立届出】

法人設立届出 手届け

一番下に「印刷」「保存」と「次へ」ボタン

次へ

56

電子証明書を省略して送信



電子署名付与の選択



電子証明書をお持ちの方は「電子署名を付与」ボタンをクリックしてください。
電子証明書をお持ちでない方は「電子署名を省略して送信」ボタンをクリックしてください。
電子署名を付与する場合は、利用者情報として入力した利用者の電子署名を付与してください。

利用者情報

利用者情報入力画面で入力した内容となります。

氏名又は法人名称 株式会社 東京商事

電子署名付与の選択

電子署名付与の選択の選択をします。



電子署名を付与 >



電子署名を省略して送信 >



利用者情報で関与税理士情報を入力している
場合は電子署名を省略できる
税理士の電子証明書を添付してはいけない

57

送信結果の確認・・・利用者IDは即時発行



利用届出（新規）送信結果（個人）



利用届出を受け付けました。
以下の「利用者ID」及び「暗証番号」にてeLTAXをご利用いただけます。

複数の提出先へ申告書を提出する場合は、PCdesk(DL版)等のeLTAX対応ソフトウェアをインストール後、
eLTAX対応ソフトウェアから提出先・手続きの追加を行ってください。
印刷する場合は「印刷」ボタンをクリックしてください。
マイナンバーカードを使用してログインすることもできます。引き続きマイナンバーカードログイン利用申請を
行う場合は「マイナンバーカードログイン利用申請」ボタンをクリックしてください。
「終了」ボタンをクリックすると、当該画面を閉じます。

利用者ID・暗証番号

利用者ID wqa64501266

暗証番号 ●●●●●●
暗証番号を表示

届出受付番号 T1-2019-01702191

利用者種別

利用者種別 法人

提出先

東京都
東京都千代田都税事務所長
法人郡道府県民税・事業税・地方法人特別税
東京都千代田都税事務所

下に「印刷」ボタン

印刷

58

電子証明書の登録

税理士等が代理送信する場合には、納税者の電子証明書は不要です。あらかじめ税理士等の利用者識別番号(eLTAXは利用者ID)に税理士等の電子証明書を登録する必要があります。

国税庁のe-Taxサーバーや地方税ポータルシステムのeLTAXサーバーに登録する作業

【e-Tax】

- ベンダーソフト
- e-Taxソフト
- e-Taxソフト(WEB版)

【eLTAX】

- PCdesk (WEB版)では電子証明書登録ができないのでPCdesk (ダウンロード版)かベンダーソフトで行う

59

e-Taxソフトでの電子証明書登録

The screenshot shows the e-Tax software interface. The main window has a title bar with menu items: ファイル(F), 編集(E), 表示(V), 作成(C), 納付情報登録(I), 予納ダイレクト(Y), 電子署名(S), 送信(T), メッセージボックス(M), 利用者情報登録(U), オプション(O), 印刷設定(Q), ヘルプ(H). Below the title bar is a menu bar with 'メイン' and 'メニューボタン'. The main content area displays 'e-Taxソフトへようこそ' and '国税庁電子申告・納税システム 利用者クライアントソフト'. There are three sections: 'はじめの方へ', 'パソコンを変更された方へ', and '最新情報を手取る'. A yellow arrow points to the '利用者情報登録' menu item in the left sidebar. Another yellow arrow points to the '電子証明書登録・更新' menu item in the right sidebar. The right sidebar also shows '利用者情報登録' and '電子証明書登録・更新' highlighted with red boxes.

60

e-Taxソフト(WEB版)での電子証明書登録

利用者情報の登録・確認・変更のメニューから電子証明書登録

参考:東京税理士会HP 第4世代ICカードコーナーに登録手順の動画があります

61

利用者情報の登録・確認・変更から

確認・変更

ご登録済みの以下の情報について、確認・変更を行います。

- 申告・申請データの基本情報(氏名又は名称、住所等)
- 受付システムにご登録されているメールアドレス等、秘密の質問と答え、納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称、暗証番号、電子証明書

※ 電子証明書を更新又は再取得をした場合は、こちらから登録してください。

操作に進む

戻る

Copyright (C) 国税庁

62

一番下に電子証明書の登録・更新

暗証番号	
項目名	登録内容
暗証番号	登録済み 変更

電子証明書	
項目名	登録内容
電子証明書	登録済み ▶ 登録・更新

戻る

63

PCdesk (ダウンロード版) での電子証明書登録

PCdesk (ダウンロード版) は PCdesk (WEB版) からインストール

eL TAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。初めての方は、eL TAXポータルサイトのご案内「eL TAXとは」をご覧ください。

利用者IDをお持ちの方 ポータルセンタに接続します。ログイン方式を選択してください。

- 利用者IDを利用してログイン
「利用者ID」、「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

利用者ID abc12345678
暗証番号 ●●●●●●●●
暗証番号を表示

利用者IDをお忘れの方はこちら >
暗証番号をお忘れの方はこちら >

マイナンバーカードを利用してログイン
マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログイン

利用者IDをお持ちでない方 利用者IDがない方はこちらからご利用できます。

利用届出 (新規) >
新規に利用者IDを取得します。

申請・届出 (ログインなし) >
ログインせずに申請・届出を行います。

税理士の利用者IDでログイン

64

利用者メニューからPCdeskダウンロード版入手

利用者メニュー 代理人メニュー

- 申請・届出書の作成 >
申請・届出書の作成を行います。
- 申請・届出書の照会・編集 >
保存又は送信した申請・届出書の照会や、編集、複製、署名、送信を行います。
- 申請・届出書の誘込 >
作成途中で一時保存した申請・届出書の誘込を行います。
- 代理行為の承認 >
代理人からの代理行為承認依頼への回答を行います。
- メッセージ照会 >
ログインしている利用者あてのメッセージを照会します。
- 受付状況照会 >
送信した申請・届出書の受付状況を照会します。
- 納税メニュー >
発行依頼した納付情報の確認及び納付を行います。

各種登録・変更

- PCdeskダウンロード版 >
PCdeskダウンロード版を入手します。
- マイナンバーカードログイン申請 >
マイナンバーカードによるログインの利用申請・取りやめを行います。
- 利用届出廃止 >
eLTAXの利用を廃止する手続きを行います。

65

表示されるダウンロード用パスワードをメモしておく

PCdesk (WEB版) 利用者ID abc12345678 氏名又は名称 高橋邦夫

🔒 お問い合わせ ? マニュアル ✕ 終了する

PCdesk(DL版)ダウンロード用パスワード照会

「PCdesk(DL版)」のダウンロード時に使用するパスワードは、以下のとおりです。パスワードは、大文字小文字、数字の違いに注意してください。PCdesk(DL版)をダウンロードされる場合は、「PCdesk(DL版)ダウンロード」ボタンをクリックしてください。

パスワード

 PCdesk(DL版)ダウンロード

66

パスワードを入力してダウンロード

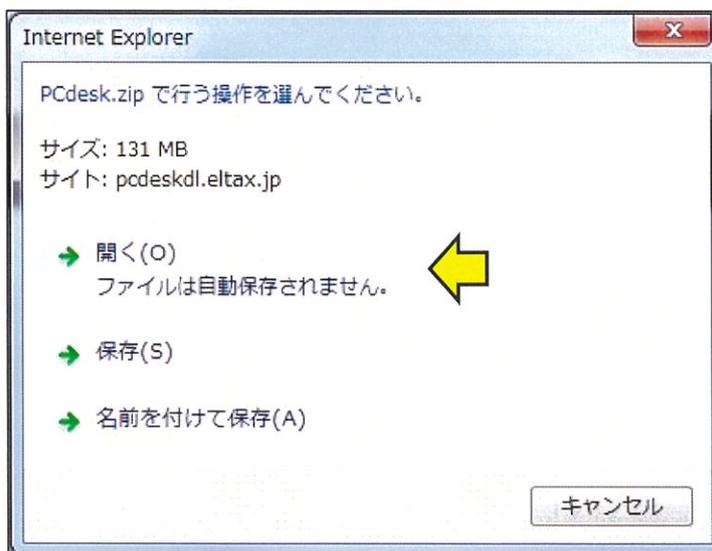
PCdeskダウンロードを行うには、パスワードの入力が必要です。
前の画面「PCdesk(DL版)ダウンロード用パスワード照会」に表示されていたパスワードを入力してください。

パスワード : ●●●●●●●●●●|

← 前の画面に表示された
パスワードを入力

ダウンロード

プログラムを「開く」でダウンロード(パソコンに「保存」してからも可)



サイト eltax.jp からダウンロードしています...

「開く」を許可するとフォルダが開く

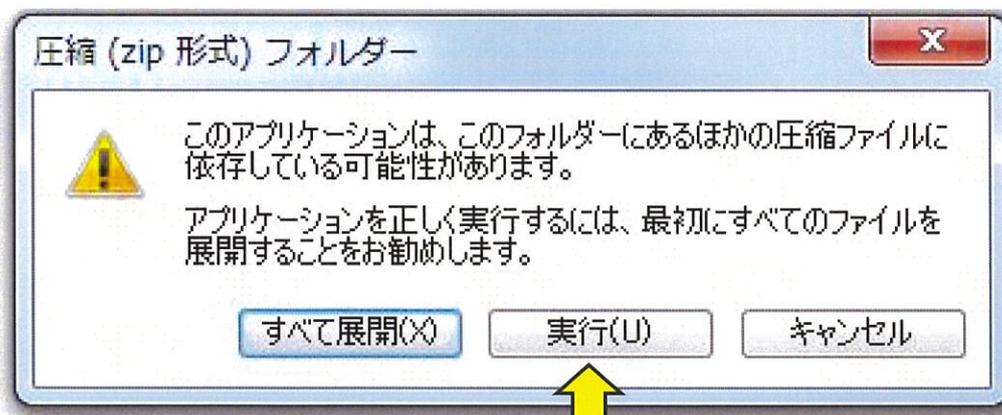


開いたフォルダの
「setup」
～「Pcdesk」
～「setup」
と開き
「LTNSetup.exe」
のプログラムを
ダブルクリック



69

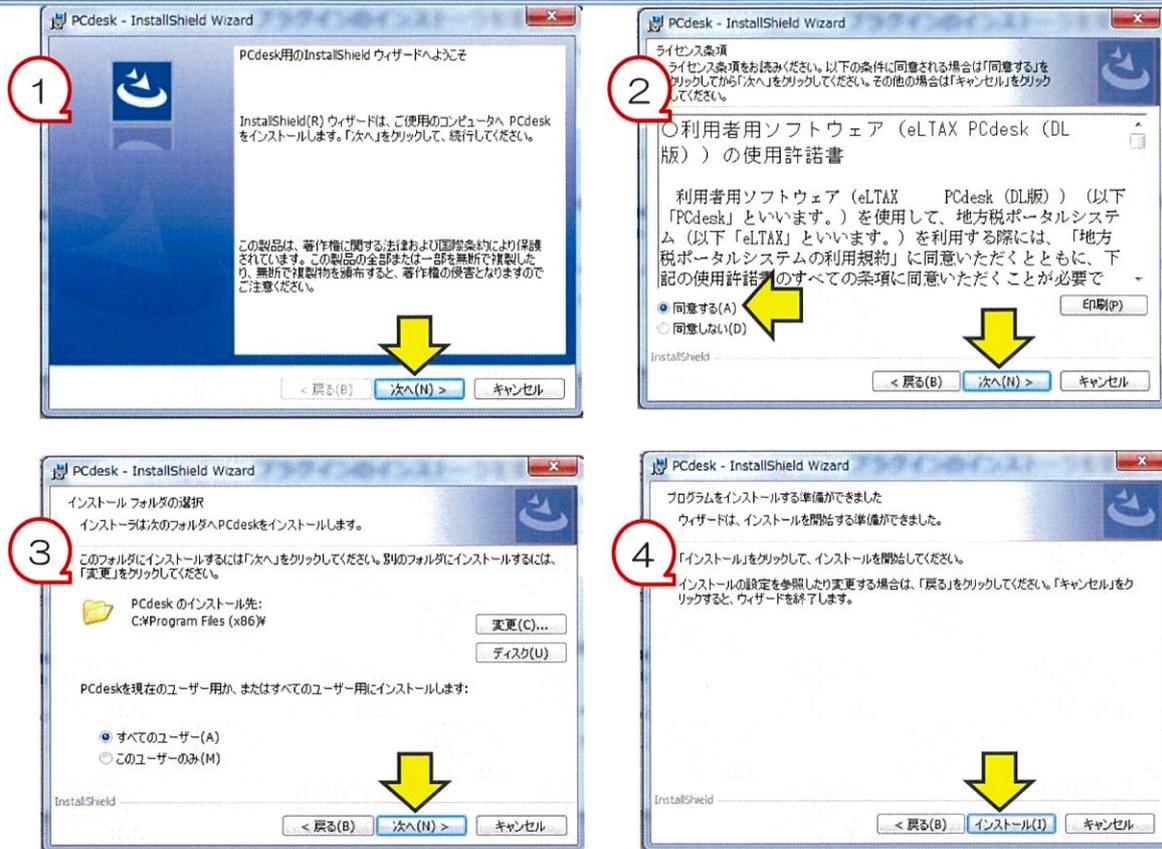
圧縮ファイルの処理



「実行」をクリックすると
「このアプリがデバイスに変更することを許可しますか？」
という画面が出るので「はい」をクリック

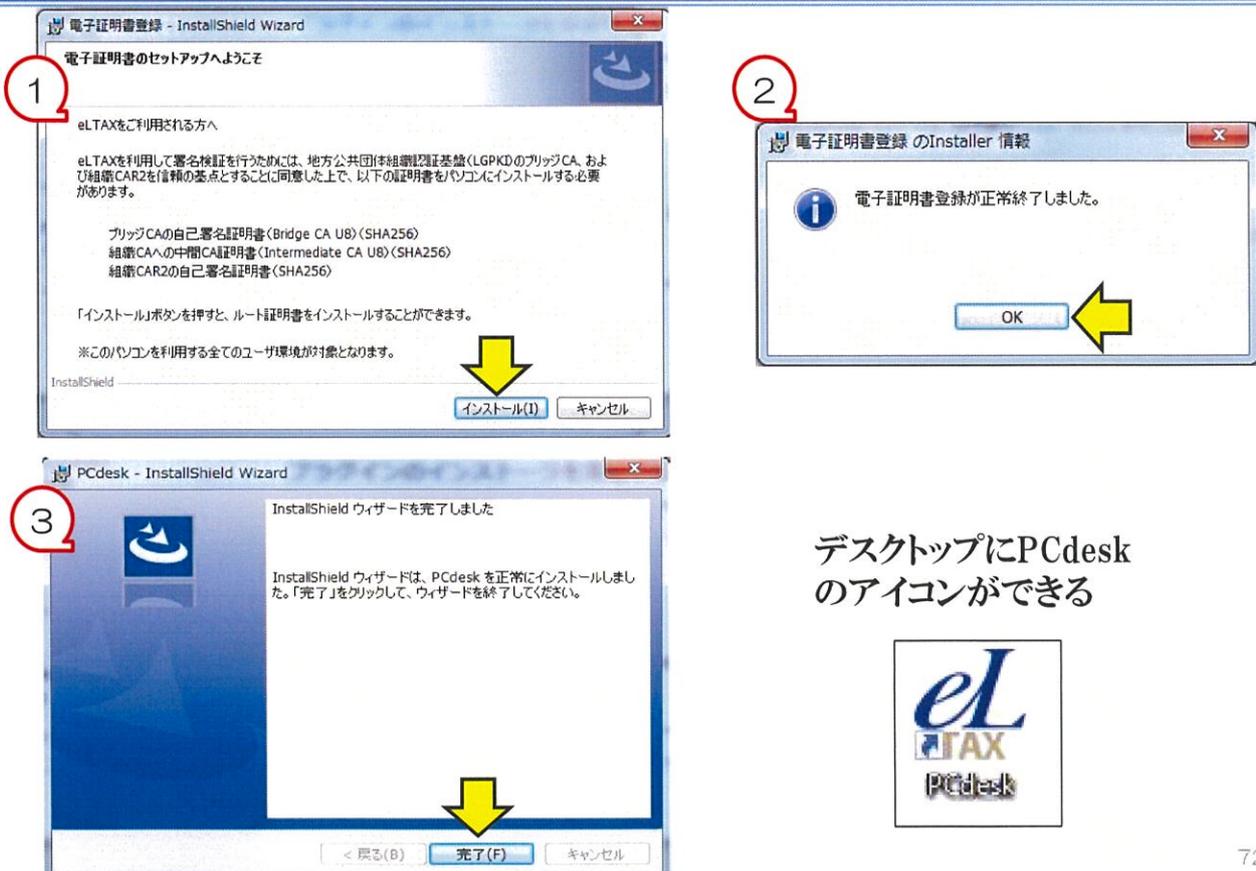
70

プログラムのインストール①



71

プログラムのインストール②～eLTAXの電子証明書インストール



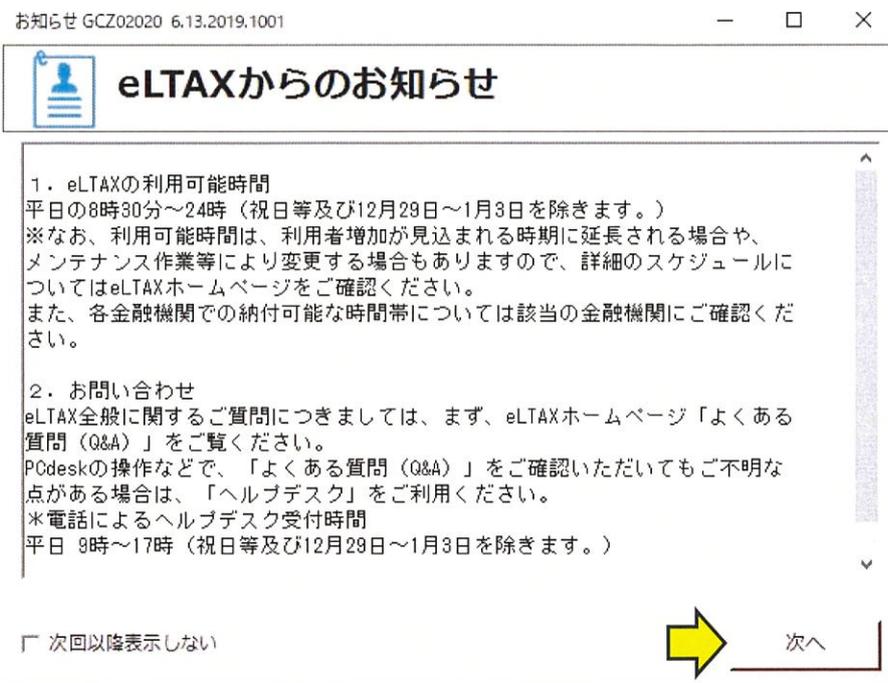
デスクトップにPCdesk
のアイコンができる



72

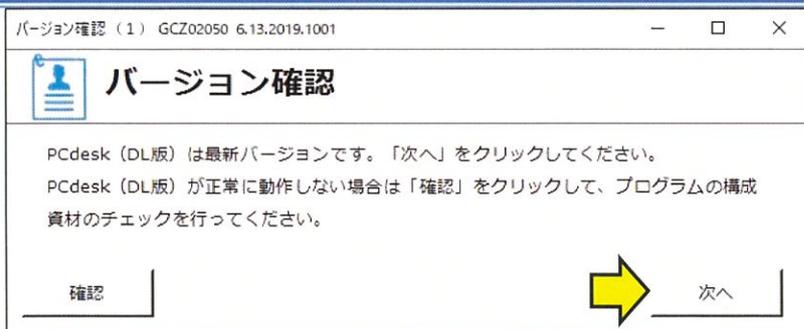
PCdeskダウンロード版を起動する

最初は「eLTAXからのお知らせ」

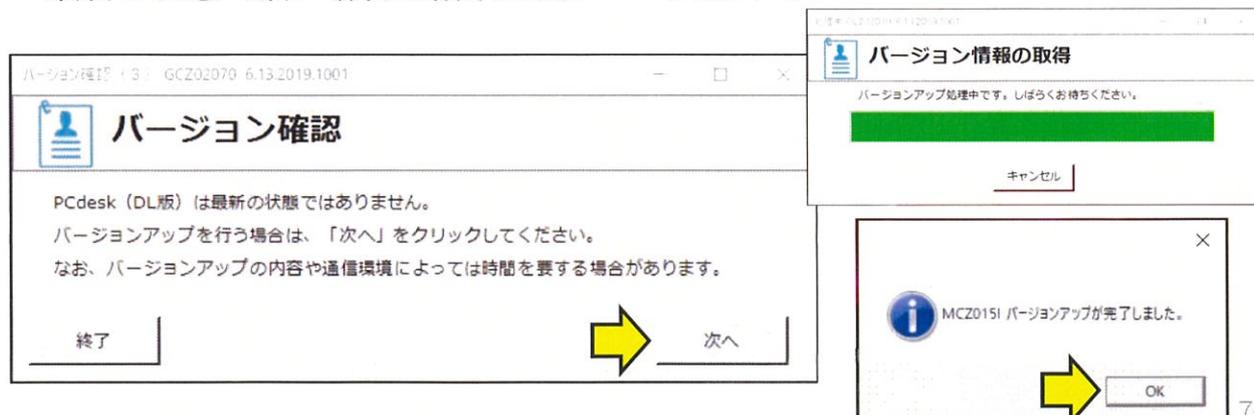


73

バージョンの確認～いつも最新の状態に



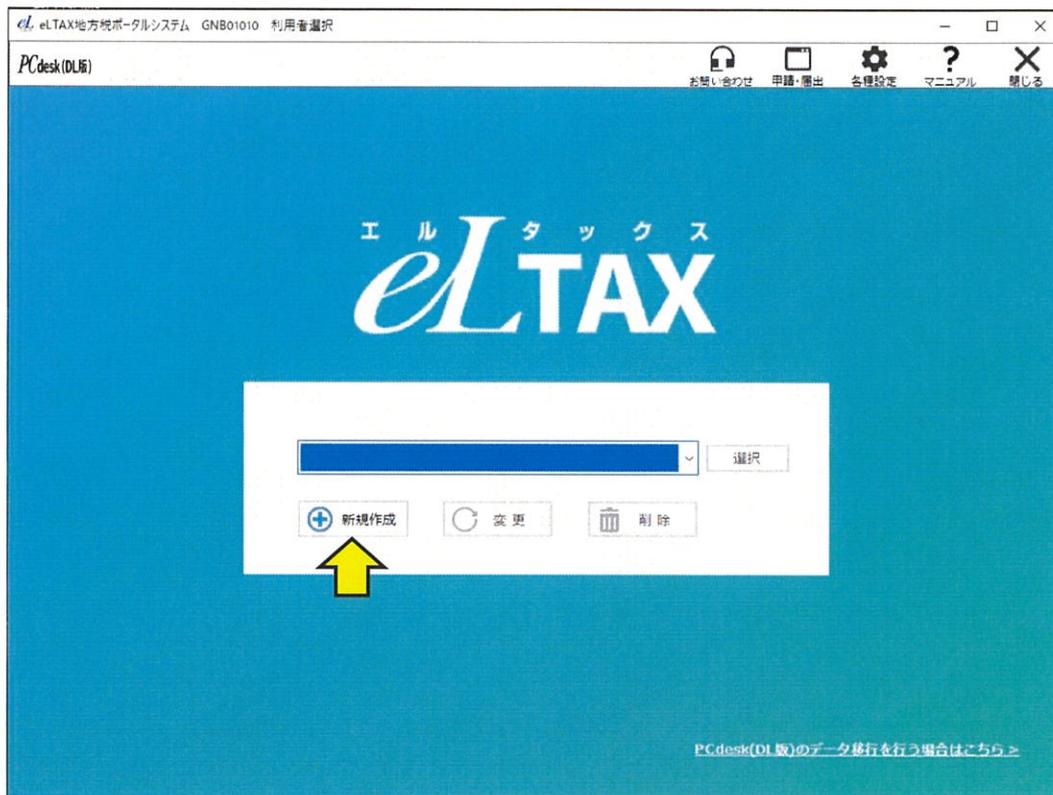
最新の状態で無い場合は指示に従いバージョンアップ



74

PCdeskダウンロード版の起動

初めて起動する時は利用者ファイルを作成



75

利用者登録

利用者IDと利用者名を入力

書庫フォルダの格納場所はそのままで良い(変更も可)

書庫フォルダ名は自動で表示

eLTAX地方税ポータルシステム GNB01020 PCdesk(DL版)利用者登録

利用者登録

利用者情報を入力して、「登録」ボタンをクリックしてください。
「書庫フォルダ格納場所」は、「参照」ボタンより格納場所を選択してください。
※「書庫フォルダ」は、送信済み申告データ等の保存先となります。

利用者ID	必須	asc12345678
利用者氏名	必須	浅草 太郎
書庫フォルダ格納場所	必須	C:%Program Files (x86)%LT
書庫フォルダ名	必須	abc12345678_浅草 太郎



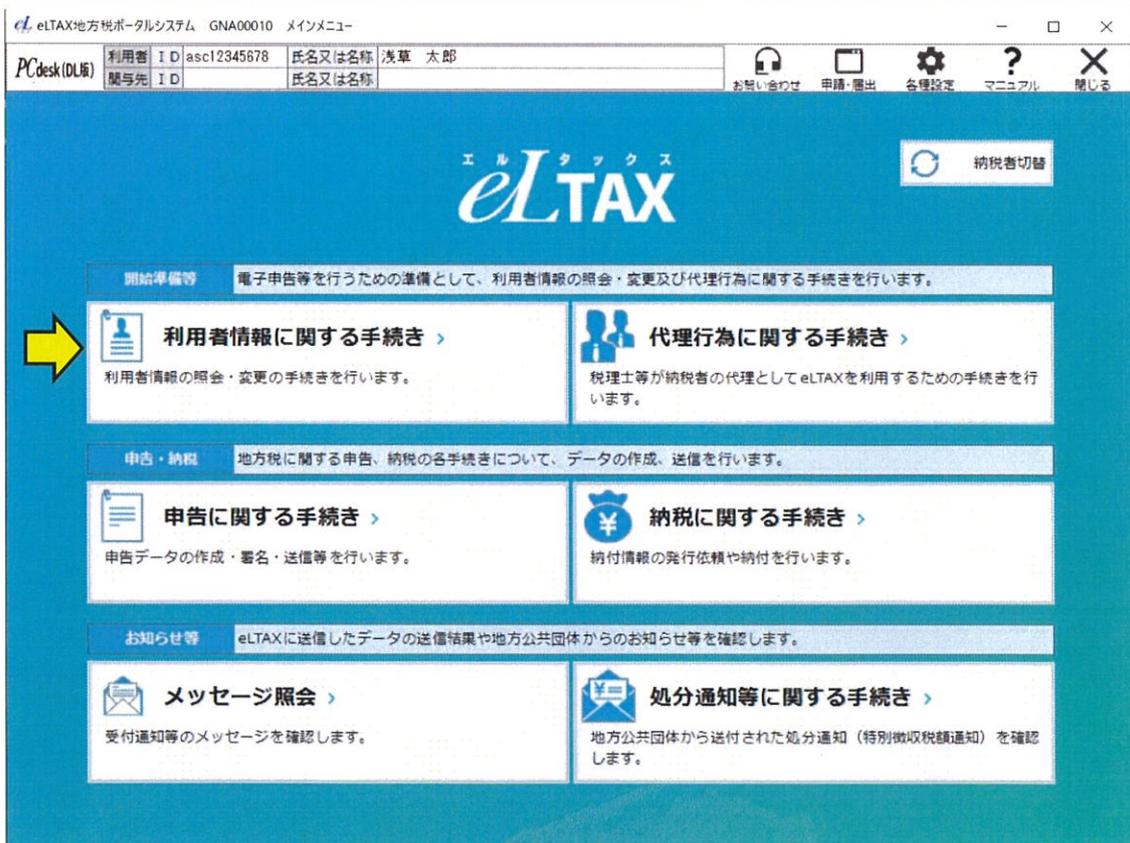
76

利用者を選択して開始



77

電子証明書の登録をする～利用者情報に関する手続きから



78

電子証明書の差替え

eL地方税ポータルシステム GNB00020 利用者情報メニュー

PCdesk (DL版) 利用者 ID asc12345678 氏名又は名称 浅草 太郎
電話番号 ID 氏名又は名称

お支払い金切替 申請・届出 各種設定 マニュアル 脱出

利用者情報メニュー

変更 利用者情報、提出先・手続き及び電子証明書等の変更を行います。

- 利用者情報の照会・変更** >
利用者に関する情報の照会・変更を行います。
- 提出先・手続き変更** >
申告データ等の提出先や税目等手続きの変更・削除を行います。
- 電子証明書の差替え** >
登録している電子証明書の差替えを行います。
- 暗証番号の変更** >
暗証番号の変更を行います。

e-Tax情報 e-Taxとの連携に必要な情報を登録します。

- e-Tax利用者情報登録・再登録** >
e-Taxの利用者識別番号と暗証番号を登録します。
- eLTAX利用廃止** >
eLTAXの利用届出（廃止）を行います。

ログイン方法 ログイン方法の申請等を行います。

- マイナンバーカードログイン利用申請** >
マイナンバーカードによるログインの利用申請・取りやめを行います。

< 戻る

79

ここでポータルセンタにログイン

暗証番号を入力してポータルセンタにログイン

eL地方税ポータルシステム GNB03010 ポータルセンタログイン

ポータルセンタログイン

ポータルセンタに接続します。
ログイン方法を選択してください。

- 利用者IDを利用する**
「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

利用者ID	asc12345678
暗証番号	●●●●●●

暗証番号を表示

- マイナンバーカードを利用する**
マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

80

ポータルセンタに登録されている利用者情報が開く

新規に電子証明書を登録する場合は「次へ」

現在登録している利用者情報を表示しています。
「電子証明書」ボタン、「提出先一覧」ボタンをクリックすると、電子証明書情報、提出先情報を確認することができます。
電子証明書の差替えを行う場合は、「次へ」ボタンをクリックしてください。

利用者情報			
利用者ID	abc12345678		
氏名(フリガナ)	アサクサ タロウ		
氏名	浅草 太郎		
郵便番号	111 - 8602		
住所	東京都台東区蔵前2丁目8番12号		
ビル・マンション名など			
自宅電話番号	0338627111	事業所電話番号(連絡先)	
FAX番号			
e-Mail(1)	taro@xx.asakusa.jp		
e-Mail(2)			
e-Mail(3)			

代表者情報	
代表者資格	代表者資格(その他)

戻る 提出先一覧 電子証明書 **次へ**

81

提出先選択

利用届出(新規)を提出した地方公共団体を選択

提出先を選択してください。
「都道府県」と「市町村」の「▼」ボタンをクリックすることで、提出先の絞り込みができます。
提出先には、本店が属する地方公共団体(区・事務所)、もしくは利用届出(新規)を提出した地方公共団体(区・事務所)を選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

都道府県 市町村

申告税目	都道府県	市町村	区・事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税	東京都		東京都台東区事務所

戻る **次へ**

82

日税連税理士用電子証明書(第四世代)選択

注意事項が出るので「OK」を押すと証明書選択画面が開く

証明書選択

署名に使用する証明書を選択します。ICカード又はUSBトークンを利用する場合は、認証局サービス名を選択してください。
それ以外の証明書を利用する場合は、「他メディアを利用」を選択後、ファイルを指定し、パスワードを入力してください。

ICカード又はUSBトークンを利用

認証局サービス名 **日税連 税理士用電子証明書 (第四世代)**

他メディアを利用

ファイル名 参照

パスワード

[パスワードを表示](#)

戻る 次へ

83

証明書の内容を確認して暗証番号(PIN)を入力

証明書表示

表示した証明書の情報を表示しています。
内容を確認し、間違なければ「次へ」ボタンをクリックしてください。

証明書確認	
発行元	e-Probatio CA e-Probatio PSA
シリアルナンバー	0133C5750000B0C2
氏名又は名称 (発行先)	ASAKUSA TARO
住所	
有効期間	2017年04月26日 から 2021年12月31日
代表者氏名	
代表者氏名	
税理士登録番号	0078067

戻る 次へ

Windows セキュリティ

スマートカード

暗証番号 (PIN) を入力してください。

詳細についてはここをクリックしてください

OK キャンセル

MNE002I 署名処理が終了しました。

OK

84

送信して 状態「正常」を確認

The image displays two screenshots from the eTAX system. The first screenshot, labeled '1', shows the '送信確認' (Send Confirmation) screen. It includes a header with user information and a main area with instructions and a list of addresses. The second screenshot, labeled '2', shows a confirmation dialog box asking 'MNA024I 送信します。よろしいですか?' (MNA024I Send. Is it all right?). A yellow arrow points to the 'はい(Y)' (Yes) button. The third screenshot, labeled '3', shows the '利用届出送信結果一覧' (Utilization Declaration Submission Results List) screen. It contains a table with columns for '到達日時' (Arrival Date/Time), '受付番号' (Receipt Number), '手続名称' (Procedure Name), '提出先' (Submission Destination), '結果' (Result), and 'エラー詳細' (Error Details). The table shows one entry with a '正常' (Normal) result. Below the table, there is a note about '異常' (Abnormal) results and a footer with '印刷' (Print) and 'メニューへ' (Menu) buttons.

これで電子証明書の登録は完了です

新型コロナ対策

【国税】

- 申告納付期限の延長
- 納税の猶予制度の特例
- 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- イベント等を中止した主催者に対する払戻請求権放棄の寄附金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

【地方税】

- 申告納付期限の延長
- 徴収の猶予制度の特例
- 中小企業者等の固定資産税の軽減措置
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- イベント等を中止した主催者に対する払戻請求権放棄の寄付金控除の適用

新型コロナ対策の情報（国税）



- 緊急のお知らせ
 - ・国税庁をかたった不審なメールや偽サイトにご注意ください（令和2年11月25日更新）
 - ・大阪府税務局における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について（令和2年11月23日16時45分）
 - ・税務署の稼働状況について（令和2年11月24日8時30分更新）

新型コロナウイルス感染症関連情報

重要なお知らせ

- ◆ 国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について（令和2年9月18日）
- ◆ 納税が困難な方へ ▲ とじる
 - 《個人・法人共通》
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ（納税の猶予制度があります）
 - ・国税局猶予相談センターのご案内
 - ◆ 申告・納付期限の延長 ▲ とじる
 - 《個人の方へ》
 - ・4月17日（金）以降の申告・納付の対応について
 - ・「申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/779KB）
 - ・「相続税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/730KB）
 - 《法人の方へ》
 - ・「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/683KB）
 - ◆ 酒類事業者の方へ ▼ ひらく
 - ◆ 緊急経済対策における税制上の措置 ▼ ひらく

特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（詳しくはこちら）

新着情報

- トピックス
- 納税の情報・手続・用紙
- 刊行物等
- 法令等
- お知らせ
- 国税庁等について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

猶予制度とは

国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です（注）。

現行法には、①換価の猶予（国税徴収法第151条及び第151条の2）と②納税の猶予（国税通則法第46条）がありますが、令和2年4月30日の新型コロナ税法の成立・施行により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、③納税の猶予の特例（特例猶予）が創設されました。

（注）納税の方法は、猶予の種類により、①1年間据え置かれる場合、②猶予期間中に分割納付をする場合があります。分割納付をする場合は、納税者の費力に応じて対応します。

4月17日（金）以降の申告・納付の対応について

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内（令和2年4月16日（木）まで）に申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

4月17日（金）以降の申告相談について

4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

- ・確定申告期限の柔軟な取扱いについて（4月17日（金）以降も申告が可能です）（PDF/116KB）（令和2年4月6日）
- ・申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（PDF/708KB）（令和2年4月6日）

新型コロナ対策の情報（地方税）



- ・新型コロナウイルス対策関連
- ・特別定額給付金の給付を騙ったメールに対する注意喚起

マイナンバーカード

マイナポイントがもらえる！（2020年7月～申込み開始）

健康保険証として使える！

本人確認書類になる！

各種証明書をコンビニで取得できる！

行政手続がオンラインでできる！

e-Taxももっと簡単・便利に！

マイナンバーカードの安全性

マイナンバー制度の概要（内閣府）

マイナンバー制度の安全対策

マイナンバー制度の安全対策（内閣府）

マイナンバーカードに番号が記入できない場合や個人情報の取扱いにご注意ください！

マイナンバーカードの申請方法（1-115）

マイナンバーを利便する行政手続で提出書類が省略できるようになります。（内閣府）

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分（※年末年始等）

※ 延長・延長によるマイナンバーカードの一時利用申請については24時間365日受付

総務省トピックス > お知らせ > 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

お知らせ
令和2年10月14日更新

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

地方税法の改正（納税者等への影響緩和を図るための措置）

令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第109号）が公布され、原則として同日施行されました。法律の概要は以下のとおりです。

- 徴収の猶予制度の特例
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を創設。
 - ※ この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な徴収に対応するため、地方債の特例措置を創設。【地方税法（昭和25年法律第109号）の改正】
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る地方債の「徴収猶予の特例」の適用状況について、報道資料はこちら
 - 固定資産税
 - ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ↓
- ・徴収猶予の特例申請書の記入例（令和2年5月25日一部修正）
※ 実際の申請にあたっては各地方公共団体の様式をご使用ください。



- ・徴収猶予の特例申請書の記入例（令和2年5月25日一部修正）
※ 実際の申請にあたっては各地方公共団体の様式をご使用ください。



新着情報 公共料金関係

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について（令和2年10月14日更新）

e-Taxの申告納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症に関連してやむを得ない理由がある場合には、個別の申請による期限延長が認められる

感染症の拡大状況や緊急事態宣言が行われている状況を踏まえ、個別延長の手続については、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記するか、e-Taxの場合は所定の欄にその旨を入力するなど簡易な手続で申請ができる

法人税・消費税

「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力

源泉所得税

「所得税徴収高計算書」の「摘要」欄にその旨を入力

所得税

「申告書等送信票(兼送付書)」の「特記事項」欄にその旨を入力

個人消費税

基本情報の住所欄にカッコ書きでその旨を入力

相続税

「相続税の申告書等送信票(兼送付書)」の「特記事項」欄にその旨を入力

89

法人のe-Taxの場合

【法人税・消費税】

【源泉所得税】

90

eLTAXは総務省から地方団体に柔軟な対応を要請

税目		取り扱い	補足
法人事業税、事業所税		国税(法人税)と同様な「申告書への付記」による対応(※注)等を行う	申告先の地方公共団体が、国税と同様な「申告書への付記」による対応を認めていることが前提
法人住民税	道府県民税、 都民税	国税(法人税)において申告期限が延長された場合、国税で延長された期限が申告期限となる仕組み	多くの市町村において、国税と同様な付記を法人住民税の申告書に記載するなど(※注)の対応を求めている
	市町村民税		

(※注) 申告期限延長の手続において、電子申告時に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」(eLTAX様式)の添付を利用いただくこともできます。

93

eLTAXの申告納付期限の延長

申告書の法人名欄の法人名称の前後に新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請である旨を付記することで申請があったものと取扱う

【法人二税申告書の記載例(確定申告書(電子申告)の場合)】

※処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			001			
年月日	発行年月日	この申告の基礎				申告年月日
年月日	通達日付印	確認印	法人税の			年月日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(フリガナ) 法人名		事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		
	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請 株式会社 主税太郎			期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		
(フリガナ) 代表者氏名	経理責任者氏名					
から	までの		事業年度分又は連結事業年度分	道府県民税の	事業税の	地方法人特別税の
				確定	申告書	※
摘要	課税標準	税率 (/100)	税額	(使途別区分税額等)		
所得金額	申告すべき税額が確定した後、法人名欄の法人名称の前に付記して申告してください (税額の記載がない申告書に付記して提出した場合、延長の申請があったとはみなされない場合があります。)					
年400万円以下 の金額	(35)	000		00	国際競争力増進特別地区及び雇用者数の増加に係る法人税額の特別控除額	(3)
年400万円を超え 年800万円を超える金額	(36)	000		00	還付法人税額等の控除額	(4)

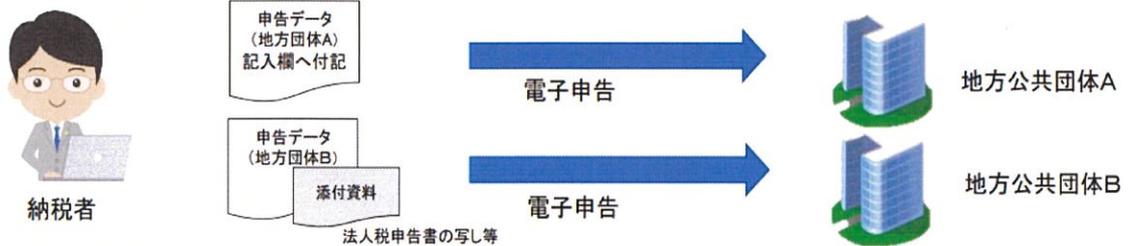
94

eLTAXの手続イメージ

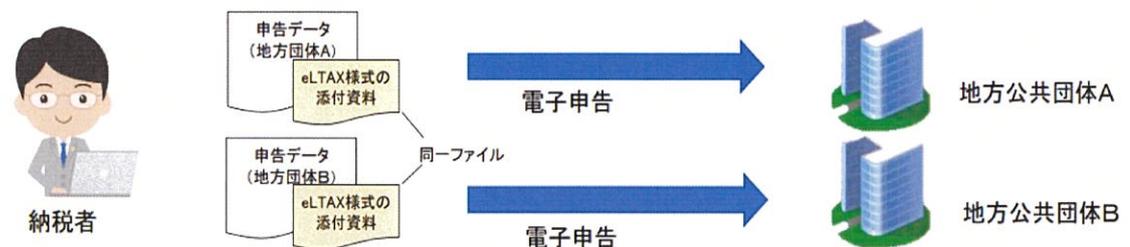
(申告先の地方公共団体が国税(法人税)と同様な「申告書への付記」による対応を認めていることが前提となります。)

ご利用の税務ソフトによっては、各地方公共団体の指定する方法によることが難しい場合もあるため、その場合は「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」(eLTAX様式)の添付を活用ください。

原則:各地方公共団体の指定する方法により対応



※上記によりがたい場合「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」(eLTAX様式)の添付を活用



95

eLTAX様式による申請



お知らせ

- 2020/11/25
 - (令和2年分へ) 給与支払報告書・源泉徴収票 統一CSVレイアウトの確定版公開について NEW
- 2020/11/25
 - 11月27日 株式会社帝国データバンク メンテナンスのお知らせ NEW
- 2020/11/20
 - 新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び備置資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告について NEW



トピックス

PCdeskのバージョンアップ・データ移行

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例申請について

「お知らせ」の一覧から 2020/05/18

新型コロナウイルス感染症の影響により地方法人関係税の期限内申告が困難な場合におけるeLTAXを通じた申告期限延長申請の手続きについて

96

ワードファイルをダウンロードして作成～添付

ダウンロード

- ① 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請 (eLTAX様式) 
 - ② 申告期限延長 (eLTAX様式) Q & A 
 - ③ 【参考】eLTAXを経由する申告期限延長の方法 
 - ④ 【参考】機構から地方公共団体への通知 
- 

※ 本様式は、国税（法人税）において、事前の延長申請ではなく、申告書に「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請」と付記して申告書の提出（電子申告を含む。）を行うとともに、地方税の電子申告を同じタイミングで行う法人が、利用できるものです。

ページ下のワードファイルをダウンロードして記載

～

添付ファイルとしてeLTAXで送信
(WordのままかPDF)

申告先地方公共団体 御中

新型コロナウイルスの感染症の拡大等に伴う申告・納付期限の延長について

貴地方公共団体に対する地方税（本様式を添付して申告データを送信する税）の申告について、本様式の添付をもって、同税の申告・納付期限について、国税（法人税）と同様の扱いとするよう、取り計らい願います。

法人の名称	
法人の所在地	
法人番号	
担当者（又は担当税理士）氏名	
連絡先（電話番号）	
事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
法人税申告書の提出日 (法人税申告データの送信日)	年 月 日

97

納税（徴収）猶予の特例

最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予

〈要件〉

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

〈申請手続〉

- ① 申請書
 - ② 収入や現預金の状況が分かる資料
- } * 紙での提出
* 電子申請

地方税（個人住民税や固定資産税他）は上記以外に
財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合）
財産目録・収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合）
・・・提出が困難な場合には省略可・・・職員から電話確認あることも

98

e-Taxソフト(ダウンロード版)による納税猶予の特例申請



新型コロナウイルス感染症関連情報

重要なお知らせ

- ◆**国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について(令和2年9月18日)**
- ◆**納税が困難な方へ ▲とじろ**
 (個人・法人共通)
 - ◆ **新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ(納税の猶予制度があります)**
 - ◆ **国税局納付相談センターのご案内**
- ◆ **申告・納付期限の延長 ▼ひらく**
- ◆ **酒類事業者等の方へ ▼ひらく**
- ◆ **緊急経済対策における税制上の措置 ▼ひらく**

特集:新型コロナウイルス感染症に関する対応等について(詳しくはこちら)

新着情報

- | トピックス | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について |
|-----------|-------------------------------------|------|-----|------|----------|
| 令和2年10月9日 | 「在庫品類の持ち帰り用販売等をした料飲店等の方へ」の情報を更新しました | | | | |
| 令和2年10月1日 | 「年調ソフト」公開しました | | | | |
| 令和2年9月30日 | 「年末調整がよくわかるページ」を開設しました | | | | |

国税庁ホームページから申請書のエクセルファイルをダウンロード

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

猶予制度とは

納税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です(注)。

現行法には、①換価の猶予(国税徴収法第151条及び第151条の2)と②納税の猶予(国税通則法第46条)がありますが、この際、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、③納税の猶予の特例(特別猶予)が創設されました。

特別猶予の申請方法

特別猶予の申請に当たっては、以下に掲載している「納税の猶予申請書(特別猶予用)」をダウンロードしていただき、猶予を受けたい国税の納税期(注1)までに、所轄の税務署(注2)に申請してください。

申請書の作成方法は、以下の動画などを参照いただくほか、「国税局納付相談センター」へ、お気軽にお問い合わせください。

申請書の提出に当たっては、税務署窓口の混雑を回避するため、e-Taxによる電子申請や郵送による申請をお願いします。

注1 開帳法令の施行日から2か月間は、納期限後であっても申請できます。

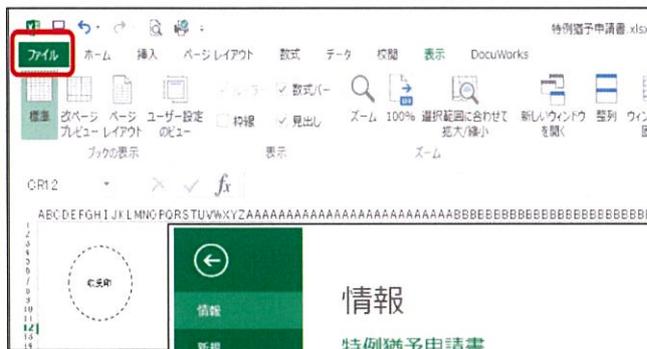
注2 税務署の所在地については、国税庁ホームページの「組織(国税局・税務署等)」の「[税務署の所在地を知りたい方へ](#)」をご覧ください。

- ◆ [納税の猶予申請書\(特別猶予用\)](#) (PDFファイル/871KB)
- ◆ [納税の猶予申請書\(特別猶予用\)](#) (Excelファイル/91KB)
- ◆ [納税の猶予申請書\(特別猶予用\)の記載方法](#) (PDF/●KB)
- ◆ [e-Tax\(PC版\)による電子申請の方法](#) (PDF/●KB)
- ◆ [e-Tax\(WEB版\)による電子申請の方法](#) (PDF/●KB)

◆ [納税の猶予申請書\(特別猶予用\)の作成方法](#) (動画のご案内)

▶ [動画再生](#) このボタンをクリックすると動画がご覧になります。

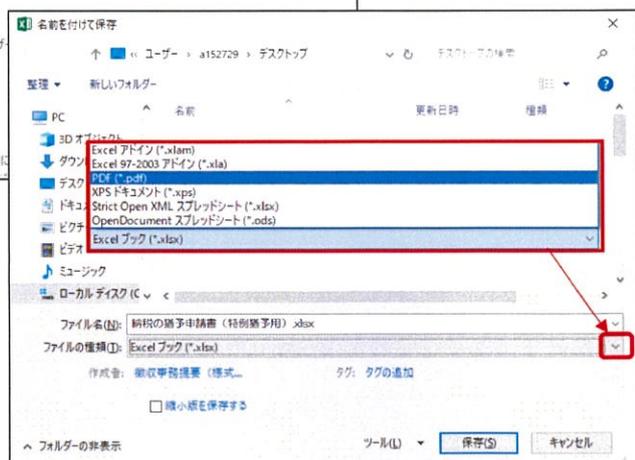
ダウンロードしたエクセルに必要事項を入力して保存



入力内容を確認の上
メニューバーの「ファイル」
をクリック

「名前を付けて保存」
をクリック

ファイルの種類をPDF
にして保存



添付書類送付書を作成～申請書と添付書類送付書を送信

申告・申請等の作成 (2 / 3 : 帳票選択) | SC00C070

作成する帳票を選択してください。
帳票は一度に複数選択できません。
【帳票表示】を押すことにより、帳票のイメージが表示され確認することができます。

選択可能帳票一覧(L):

- 納税の猶予の関係手続(新型コロナ特例法)
- 納税の猶予の申請(新型コロナ特例法)
- イメージ添付書類
- 添付書類送付書
- 納税の猶予関係手続(国税通則法第46条1項)
- 納税の猶予関係手続(上記以外の場合)
- 還付金関係手続

作成帳票の選択画面に戻り
イメージ添付書類「添付書類送付書」を選択
～次の画面で任意の名称を付ける

基本情報を確認した後
「添付書類送付書」を作成
「手続名」を入力して
保存していたPDFを添付

納税の猶予申請書と
添付書類送付書に
電子署名して送信

添付書類送付書

浅草税務署長

利用者識別番号: 23960700210066

手続名:

住所(所在地)又は納税地: 東京都台東区蔵前3-4-5

氏名又は名称: 株式会社 浅草商事

代表者等氏名: 浅草 太郎

税理士等氏名又は名称: 高橋 邦夫

税理士等電話番号: 03 (8920) 7781

ファイル名	添付書類名称	備考

添付書類(PDF)の組み込み(I) 添付書類(PDF)の追加(A) 添付書類(PDF)の削除(D)

ページ(P): 1/2 作業追加(A) 印刷印刷(P) 前ページ(B) 次ページ(N)

印刷(P) 閉じる(Q) 保存(W) 作成完了(Z)

105

eLTAX (WEB版)による徴収猶予の特例申請



地方税の申告・納税がインターネットで簡単に!

はじめにご利用の方

お知らせ

- 2020/09/23 PCdeskのバージョンアップについて (令和2年9月23日)
- 2020/09/23 届出済申告書 (CSV形式) の特定項目情報について
- 2020/09/18 届出済申告書のメンテナンスのお知らせ
- 2020/09/18 9月25日 届出済申告書のメンテナンスのお知らせ

トピックス

- PCdeskのバージョンアップ・データ移行
- 新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例申請について

【2020/09/09更新】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に基づく特例猶予の申請について

2020/09/08

【2020/09/09更新】
徴収猶予の特例の対象となる地方税の納税(納期)の実態(※1)に準じ、以下のファイルを更新しました。
- 徴収猶予手続 (pdfファイル)
- 【記入例】徴収猶予の特例申請書 (pdfファイル)
- 徴収猶予の特例申請Q&A (pdfファイル)
(※1)
変更前: 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで
変更後: 令和2年2月1日から令和3年2月1日まで
【2020/07/21更新】
- 「徴収猶予の特例申請Q&A.pdf」を更新しました。
【2020/06/16更新】

※今回の特例猶予の申請については、緊急の対応的な対策となつてため、eLTAXの届出編集 (税務代理権限取得の手続き) を利用しています。税務代理権限取得の手続きとは関係ありませんが誤りではありません。

※利用者が持っている個人の方が申請する場合は、あらかじめマイナンバーカードや電子署名のセットアップ等をご準備のうえ、「PCdesk (WEB版)」の「申請・届出 (ログインなし)」から「地方税ポータルシステムの利用規約」に同意いただき、「申請・届出書の作成 (法人)」から申請をお願いします。

ダウンロード

- 徴収猶予の特例申請書
- 徴収猶予の特例申請書
- 【記入例】徴収猶予の特例申請書
- 財産目録、財産収支状況、収支明細
- 財産目録、財産収支状況、収支明細
- eLTAXを利用した徴収猶予の特例申請手続
- 徴収猶予の特例申請Q&A

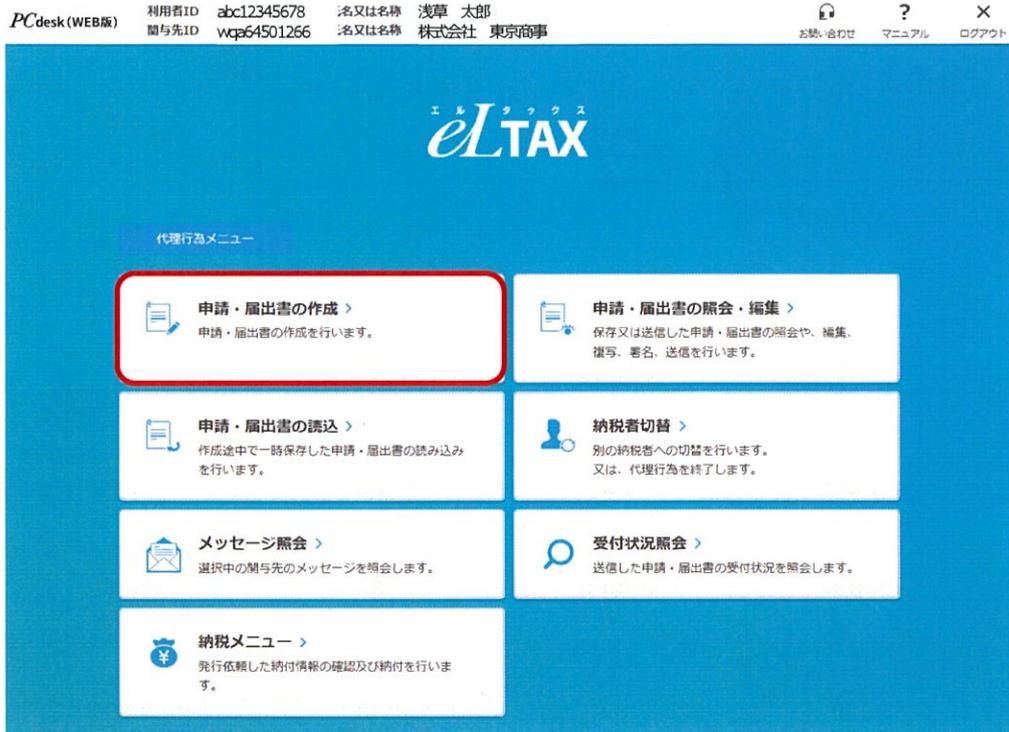
eLTAXホームページから申請書の
エクセルファイルをダウンロード
エクセルファイルを入力してPDFとして
保存する方法はe-Taxと同じ

徴収猶予の特例申請書

106

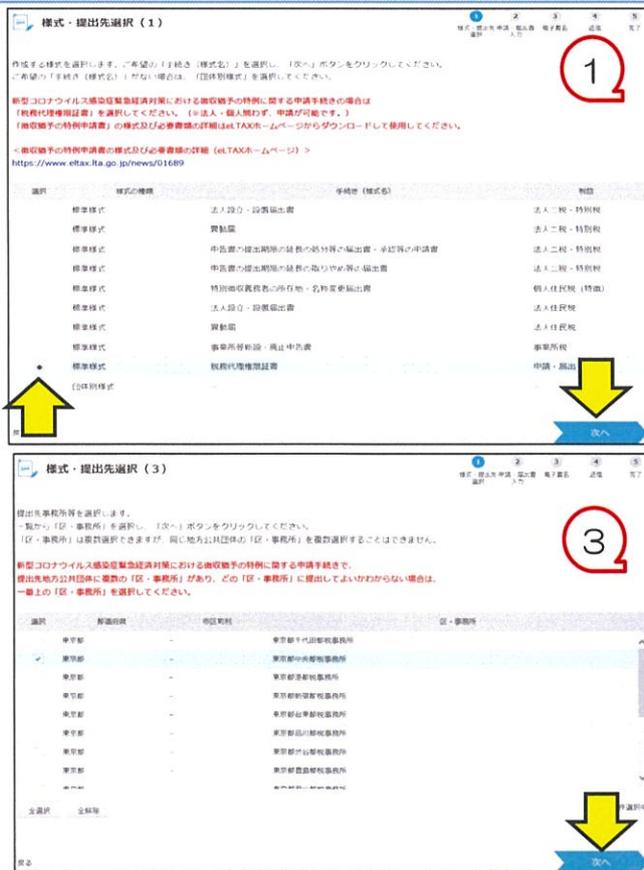
eLTAX (WEB版) で申請書を作成～代理行為メニューから

- ・ 税理士が納税者の申請書を作成～送信するためには、まず代理行為の申請・承認の作業が必要



107

作成するのは税務代理権限証書



利用者情報を入力

利用者情報

利用者の基本情報を入力してください。

法人番号: 2010034569125 (半角数字) 法人情報取得 法人番号をもとに、法人情報の確認と転記を行います。

法人名称 (フリガナ): トウキョウウシヨウジ (全角カナ、全角スペース)

法人種を略く名称: 東京商事 法人種を略く名称で入力してください。

法人種名称: 株式会社 法人種を略く名称 (半角数字、半角英字、半角記号、半角カナ、半角スペース)

法人種的位置: ● 法人名称の前 法人名称の後

法人名称 (略称): 株式会社 東京商事

電話番号: 0332216011 (半角数字、()及び-)

連絡先

ご連絡先を入力してください。

利用者情報と同じ

法人名称又は氏名: 株式会社 東京商事

担当部署・氏名:

電話番号: 0332216011

照会番号

任意の番号を入力してください。

照会番号: 9203

4~20桁で入力してください。
[使用可能な文字]
・英文字 A~Z 0~9
・(半角数字、半角英字、半角記号、半角カナ、半角スペース)

代理人情報

代理人の情報を入力してください。

代理人氏名: 浅草 太郎

電話番号: 0338627111 (半角数字、()及び-)

印刷 保存 **次へ**

利用者情報と同じをチェックするとコピーされる

eLTAXに登録されている利用者情報が表示

照会番号は任意に設定

eLTAXに登録されている代理人情報が表示

税務代理権限証書を入力して申請書PDFを添付して送信

申請・届出票入力

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に関する申請手続きの場合は、「税務代理権限証書」の「依頼者」欄にある「氏名又は名称」欄に「申請される方の個人名又は法人名」を記載し、

「2 その他の事項」欄に「新型コロナウイルスによる徴収猶予の申請」と記載してください。

その上で、「添付資料追加」ボタンをクリックし、「徴収猶予の特例申請書」及び必要書類を添付してください。なお、上記以外の欄は、記載不要です。

「添付資料追加」をクリックして保存していた申請書PDFを添付

納税猶予申請書PDFを添付した税務代理権限証書に電子署名して送信

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に関する申請手続きの場合、

「税務代理権限証書」の「依頼者」欄にある「氏名又は名称」欄に「申請される方の個人名又は法人名」を記載し、

「2 その他の事項」欄に「新型コロナウイルスによる徴収猶予の申請」と記載してください。

その上で、「添付資料追加」ボタンをクリックし、「徴収猶予の特例申請書」及び必要書類を添付してください。なお、上記以外の欄は、記載不要です。

「添付資料追加」をクリックして保存していた申請書PDFを添付

納税猶予申請書PDFを添付した税務代理権限証書に電子署名して送信

添付資料追加 財務諸表追加 送付書印刷 印刷 保存 **次へ**

新型コロナに係る固定資産税等の軽減措置

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対応

- 以下の要件を満たす中小事業者等(※1) (原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

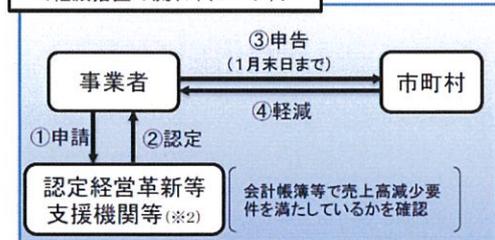
(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

<軽減措置の流れ(イメージ)>



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

eLTAXでの申請の情報は



新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告について

2020/11/20

[2020/11/20更新]
新型コロナウイルス感染症及びその感染拡大防止のための措置の創設等により、新しい経営環境にある中小企業等に対して、事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減を行う特例措置(以下、「新型コロナに係る課税標準特例の申告」)について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、窓口業務の削減等から、窓口受付のほか、郵送またはeLTAXによる電子手続きによる受付を行うことができます。今回の特例では、「新しい経営環境にある中小企業等」に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする」とこととされています。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の影響に年々地方税における対応について【総務省ホームページ】
https://www.soumu.go.jp/main_content/view?main_menu_top_menu_hyojosei/importact/3/kyou2_000299.html

eLTAXによる電子手続きによる受付は令和2年12月上旬に開始しています。
なお、eLTAXの利用申込みを行い、eLTAXの利用許可を申請した方は、新型コロナに係る課税標準特例の申告書に加えて、以下に掲載した「異動型専用申請書」を併せていただくことで、管轄の地方公共団体に対して一括して新型コロナに係る課税標準特例の申告書を電子的に提出することができます。eLTAXにより異動型に電子手続きを行う方は、この様子をダウンロードしていただき、所定事項をご記載いただいたうえで、eLTAXを通して送付(提出)していただきますようお願いいたします。
また、eLTAXを使って本特例の手続きをする際、電子署名を付した者(利用者自身、または税理士等)と、確認した認定経営革新等支援機関等が同一の場合は、代表者としての署名は不要です。

本特例は令和3年度課税に係る軽減措置となるため、令和3年2月2日以後の申請は原則として不要(受付されない)となり、課税対象となりませんのでご注意ください。

お知らせ 2020/11/20
新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告について

ダウンロード

- ▶ 新型コロナに係る課税標準特例の申告書(記入様式)
- ▶ 新型コロナに係る課税標準特例の申告書(記載例)
- ▶ 新型コロナに係る課税標準特例の申告書(記入様式・記載例)
- ▶ 複数団体専用様式(記入様式・記載例)
- ▶ 新型コロナに係る課税標準の特例Q&A

新型コロナに係る課税標準特例の申請書

記載例（複数団体に提出する場合）

別紙のとおり 宛て

担当部署の連絡先を記載してください。

住所 A県B市××××
 連絡先 ××××-××××-××××
 氏名(名称) 株式会社○○
 業種名 製造業
 代表者氏名 ○○ 太郎

令和 2年12月11日

3 誓約事項について

- 以下の(1)から(4)について、事実と相違ないことを誓約します。
- 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
 - 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
 - （申告者が資本者もしくは出資を有する法人である場合。）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人（※）と同一の税制特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のものをいう。
 - （申告者が資本者もしくは出資を有しない法人又は税制特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合。）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条（※）に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。
 ※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年2月1日から同年4月30日 令和2年2月10日までの連続する3月を記載			平成31年2月1日から同年4月30日 左の期間の前年同期を記載		
2月期	3月期	4月期	2月期	3月期	4月期
130,000円	100,000円	50,000円	200,000円	100,000円	300,000円
合計：280,000円・・・①			合計：600,000円・・・②		

事業収入割合：4.6% (① / ②) ※小数点以下切り捨て

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
 - (=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
 - (=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率：1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
○	事業用家屋（別紙のとおり）	別紙のとおり
	償却資産	

- ※1 申告する資産に○をつけてください
 ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。
 (この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住所	A県B市△△△△	経営革新等支援機関(認定支援機関)は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。
名称	〇〇税理士事務所	
代表者役職	税理士	
代表者氏名	△△ 太郎	

認定経営革新等支援機関等担当者名 ○〇 次郎
 認定経営革新等支援機関等電話番号 ○〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
 認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス ×××××@×××.××

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
- 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等確認の受付を受けること。
- 本特例の申告は令和3年2月1日までに各市町村（東京都23区内は東京都）に対して行うこと。

113

eLTAXを利用した新型コロナに係る課税標準の特例Q&A

eLTAXを利用した新型コロナに係る課税標準特例に関するQ&A

番号	質問内容	回答
1	eLTAXによる新型コロナに係る事業用家屋と償却資産の課税標準の特例（以下、本特例という。）に係る受付は、いつから始まりますか。	本特例の受付は令和2年12月11日から開始する予定です。
2	いつまで受付していますか。	本特例は令和3年度課税に係る期間となるため、令和3年2月2日以後の申請は原則不受理（受付されない）となり、軽減対象となりませんのでご注意ください。
3	eLTAXによる申請に必要な事項はありますか。	インターネットに接続できるブラウザを接続したパソコンを準備する必要がありますが、電子署名をするために、電子証明書(CAコード)等を取得したことが必要となります。 ・PC/DeskWEB版（署名モジュールをインストールしたブラウザから申請ができます） ・PC/DeskWEB版（署名モジュールをインストールしたブラウザから申請ができます） ・PC/DeskWEB版（署名モジュールをインストールしたブラウザから申請ができます）
4	PC/DeskWEB版とは何ですか。	PC/DeskWEB版は、課税標準の特例申請とeLTAX経由で無償かつ電子印で行える、Webブラウザを介したソフトウェアです。PC/DeskWEB版は、自宅やオフィスのパソコンからWebブラウザを使って利用するため、パソコンへのインストールは不要です。ただし、スマートフォンからはご利用いただけません。
5	全ての提出先市町村に申請できますか。	全ての市町村（特別区においては）に対して本特例の申請が可能です。
6	eLTAXで利用できる時間は何時までですか。	平日の8時30分から24時までご利用できます。毎月最終日及び日曜日の日曜日はご利用いただけません。また、年末年始のご利用は、年末が12月28日の24時まで、年始が1月4日の8時30分からご利用いただけます。1月は16日以上の日はご利用いただけません。1月15日から2月1日の24時まで、メンテナンス時間を除き、24時間ご利用いただけます。
7	本特例をeLTAXで申請する場合は、どのメニューから申請をするのでしょうか。	本特例で提出が対象となる書類は「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置に関する申告」となっておりますが、eLTAX上では「申請・届出」メニューから申請をお願いいたします。詳細については後日公開する申請手順をご確認ください。
8	本特例をeLTAXで申請する場合は、押印する必要があるのでしょうか。	eLTAXを使って本特例の申請をする際、電子署名を行った者（利用申請者、または印用者）と、確認した認定経営革新等支援機関等が同一の場合は、代表者氏名の押印は不要です。（電子署名を行った者が異なる場合は確認印が必須です。）
9	複数の地方公共団体の事業用家屋や償却資産について、まとめて申請することができますか。	利用者の管理しておくことで、複数の地方公共団体へ、本特例申請をまとめて行うことができます。 ※「利用者の」取得方法についてはこちら https://www.e-tax.jp/faq/faq01 をご確認ください。 また、「署名」機能を用いて申請手続を完了することができますので、同様の申請内容で申請先が異なる申請を作成することができます。署名の付与や送信は一度の操作で完了いたします。 具体的な「署名」の方法については、FAQ https://e-tax.coushoh.com/faq/answers/detail/ai/815 をご確認ください。
10	事業用家屋と償却資産について、まとめて提出することができますか。	事業用家屋と償却資産の両方を所有しており、各提出先地方公共団体まとめて提出する場合は、事業用家屋と償却資産をまとめて提出することができます。 なお、事業用家屋は対象資産の一覧が必須です。
11	東京都内の指定期間申請所や一部の自治体指定市町村、同一の地方公共団体に所在する複数の事業用家屋や償却資産を併せて申請することができますか。	PC/DeskWEB版による申請・届出手続は、一度の操作で同一地方公共団体内の複数提出先申請所向けの申請を作成することができます。また、「提出先申請所」の申請書を作成した上で、「署名」機能を用いて申請手続を完了いたします。 なお、署名や送信は一度の操作で完了しております。お手続きをおかした場合は、事業用家屋と償却資産の軽減申告を東京都の一部の自治体指定申請所、同一の地方公共団体の複数提出先申請所へ申請を行う場合は、署名機能を活用して作成をお願いいたします。

番号7

本特例をeLTAXで申請する場合は、どのメニューから申請をするのでしょうか。

本特例で提出が必要となる書類は「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告」となっておりますが、eLTAX上では「申請・届出」メニューから申請をお願いいたします。詳細については後日公開する申請手順をご確認ください。

114

電子納税の仕組みの基本はペイジー

e-Tax も eLTAX も電子納税はペイジー

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・ATM納付



ペイジー(Pay-easy)【マルチペイメントネットワーク】

・・・税金や公共料金、各種料金などの支払いを
パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス

収納機関番号

納付番号・お客様番号

確認番号

(納付区分)

115

各種納税方法

国税

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキングで振込
- ・ATMで振込
- ・クレジットカード納付
- ・QRコードによるコンビニ納付

(納付書での納税)

(個人所得税・消費税の振替納税)

地方税

- ・ダイレクト納付・・・2019年10月開始
- ・インターネットバンキングで振込
- ・ATMで振込

(納付書での納税)

(納付書にバーコードがあればコンビニ納付)

(固定資産税・個人事業税・普通徴収住民税の口座振替)

(地方団体と税目によってクレジットカード納付が可)

116

国税と地方税の電子申告からの納税

e-Tax

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキングで振込
- ・ATMで振込
(クレジットカード納付)
(QRコードによるコンビニ納付)

納付区分番号通知から電子納税

納付区分番号通知はマイナンバーカードが無くても開ける
ダイレクト納付届を出していない場合は納付区分番号通知は
納税者にしか届かない(税理士には届かない)

eLTAX

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキングで振込
- ・ATMで振込

納付情報発行依頼を送信して発行された納付情報から電子納税
納税者本人でも委任を受けた税理士でも可

117

e-TaxとeLTAXのダイレクト納付の違い

ダイレクト納付依頼書

- ・ e-Taxは国税庁ホームページ又は税務署等で紙の依頼書を入手して記入
(国税庁ホームページには入力できるPDF形式の依頼書有り)
- ・ eLTAXはまず口座情報を登録して依頼書と金融機関宛名ラベルを印刷

提出先

- ・ e-Taxは所轄税務署に直接提出か郵送
- ・ eLTAXは引落口座の金融機関のeLTAXダイレクト納付受付部署に郵送

納付の方法

- ・ e-Taxは電子申告後に届く納付区分番号通知からダイレクト納付
- ・ eLTAXは納付情報発行依頼を送信して、発行された納付情報からダイレクト納付

納付の区分

- ・ e-Taxは電子申告した税金毎にダイレクト納付
- ・ eLTAXは複数の提出先の合計額でダイレクト納付(税目毎)

118

国税ペイジー納付(インターネットバンキング・ATM)

メール詳細(納付区分番号通知)

納付番号区分通知にペイジーで納付するための情報が記載

納付番号区分通知の収納機関番号・納付番号・確認番号でインターネットバンキングで納付

- ・・・納税者が納付番号区分通知を確認して納付
- ・・・納付情報を納税者に伝えて納税者がインターネットバンキングで納付

納付内容を確認し、以下のボタンより納付してください。
※この手続きは、申告データの送信ではありません。

利用者識別番号
氏名又は名称
受付番号
受付日時
納付先
税目
申告区分
課税期間
合計金額



「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号 00200
納付番号 利用者識別番号を入力してください。
確認番号 納税用確認番号を入力してください。
納付区分
有効期限
納付金額

119

地方税ペイジー納付(インターネットバンキング・ATM)

メッセージ照会

メッセージの内容は以下のとおりです。
表示している内容は、「印刷」ボタンから印刷することができます。

発行元	地方税共同機構		
発行日時	2019/10/15 23:32	表示期限	2020/02/12
件名	納付情報発行結果		
メッセージ本文	納付情報が発行され、納付が可能になりました。 納税メニューから納付手続きを行ってください。(MRE0011)		
	<<<納付情報発行依頼情報(総括情報)>>> 納付情報発行日: R01年10月15日 まとめ納付見出し: 東京都台東区税務所長 税目: 法人二税・特別税 納税者の氏名(名称): 株式会社 浅草商事 利用者名(カナ): アサクサシヨウジ 利用者名(漢字): 浅草商事 明細数: 東京都等 全1件 納付・納入金額合計: 221,200円		
	<ペイジー納付情報> 収納機関番号: 13800 納付番号: 0680458367892 確認番号: 831572 納付区分: 18342250424		
	※金融機関のATMやインターネットバンキングで支払う場合は、ペイジー納付情報を入力します。		
受付日時	2019/10/15 23:32		
手続名	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 予定申告		
事業年度・期別等	2019/03/01 ~ 2020/02/29		
まとめ納付見出し	東京都台東区税務所長		
合計金額	221,200円		

納付情報発行結果にペイジーで納付するための情報が記載

120

国税クレジットカード納付

決済手数料がかかる

納付区分番号通知からクレジットカード納付
ボタンで国税クレジットお支払サイトに接続
…納税者が納付区分番号通知を確認して納付

納付区分番号通知自体に納付情報が記載有
…納付情報を納税者に伝えて納税者が
国税クレジットお支払サイトを開いて納付

納税額1,000万円未満
クレジットカードの限度額

申告所得税及復興特別所得税
消費税及地方消費税
法人税・地方法人税
相続税・贈与税
源泉所得税及復興特別所得税
申告所得税

酒税、たばこ税、石油税・揮発油税、登録免許税(告知分)、自動車重量税(告知分)、印紙税

納付税額

決済手数料
(税抜)

1円～

10,000円

76円

10,001円～

20,000円

152円

20,001円～

30,000円

228円

30,001円～

40,000円

304円

40,001円～

50,000円

380円

※以降、10,000円を超えるごとに決済手数料76円(税抜)が加算されます。

121

地方税クレジットカード納付

(1)「Yahoo! 公金支払い」を利用する

Tポイント利用可

納付額上限9,999,999円、下限5,000円

自動車税・軽自動車税、固定資産税、住民税、個人税業税、不動産取得税

【決済手数料】

例) 墨田区住民税

最初の1万円までは50円

以降1万円ごとに100円が加算(消費税別)

(2) 各自治体のホームページから手続きをする

(例) 都税クレジットカードお支払サイト

納付額100万円未満

自動車税、個人事業税、固定資産税・都市計画税、償却資産税、不動産取得税
(法人都民税・法人事業税等の申告税目については、事前に申告書が提出済み
であり、都税事務所等で発行した「納付番号」「確認番号」「納付区分」が必要)

【決済手数料】(都税)

最初の1万円までは73円

以降1万円ごとに73円が加算(消費税別)

122

国税QRコード納付

対象税目は国税クレジットカード納付とほぼ同じ

- (1) QRコード作成
- (2) コンビニのキオスク端末でQRコードを読み取ってバーコードを出力
- (3) バーコードをレジに持って行って現金で納付
クレジットカードと電子マネーは不可(一部電子マネー可能)



QRコードの作成

・確定申告書作成コーナー

納税額が30万円以下の場合「住所・氏名等入力」画面に表示される「納付用QRコードを作成する」を選択すると、納付用QRコードが作成(印刷)

・国税庁のコンビニ納付用QRコード作成専用画面

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/input.htm

納税額は1円から300,000円まで

手数料不要

キオスク端末があるコンビニ(ローソン・ミニストップ・ファミリーマート)